

調査・設計等分野における品質確保 に関する懇談会

平成22年度検討成果とりまとめ

平成23年4月

国土交通省大臣官房技術調査課
国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター
関東地方整備局企画部

【構成】

1. 平成22年度とりまとめ概要

- 1. 入札契約制度に関する課題……………i
- 2. 設計成果の品質確保について……………VII

2. 懇談会資料

1. 第1回懇談会資料(平成22年9月24日)

- (1) 調査・設計等分野における品質確保に向けた検討について(案)……………1
- (2) 調査・設計等業務における総合評価落札方式の実施状況について……………4
- (3) 実施手順見直しによる業務の効率化・簡素化について……………24
- (4) 履行確実性評価の実施状況について……………38
- (5) 発注方式事例(建築)の作成について(案)……………45
- (6) 技術者評価について(案)……………48
- (7) 土木設計業における新たな積算手法について……………54
- (8) 設計成果の品質向上対策について……………59

2. 第2回懇談会資料(平成23年3月7日)

- (1) 履行確実性評価の実施状況について……………65
- (2) 標準的な発注方式事例のフォローアップについて(案)……………72
- (3) 設計共同体の評価方法の試行について……………80
- (4) 実施手順見直しによる業務の効率化・簡素化について(技術提案書提出者数の限定化)……………86
- (5) 同種・類似業務の標準的な取扱いについて……………93
- (6) 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定の検討について……………97
- (7) 設計業務の品質確保に関する受発注者の役割と責任について……………104

参考:

調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会 委員名簿

調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会

平成22年度検討成果とりまとめ（案）

はじめに

「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学研究科教授）は、平成21年度に発足し、平成22年度は9月及び3月に開催された。

本報告は、同懇談会で議論された調査・設計業務における「入札契約制度に関する課題」「設計成果の品質確保」等に関する検討成果をとりまとめたものである。

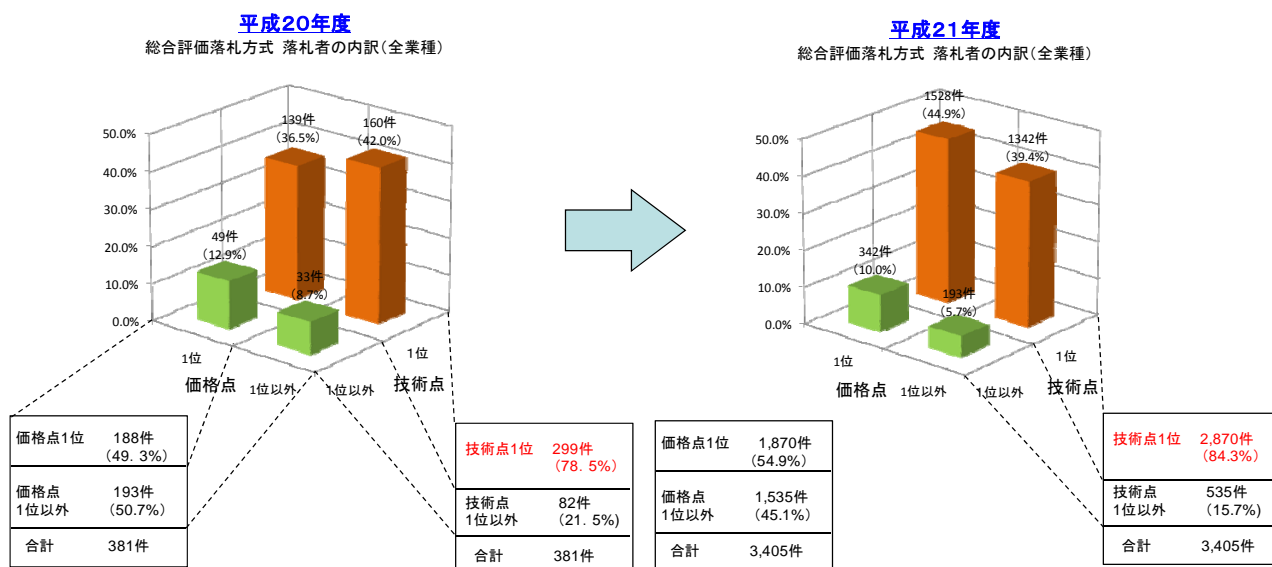
1. 入札契約制度に関する課題

1(1) 調査・設計等業務における総合評価落札方式の実施状況

（平成21年度年次報告）

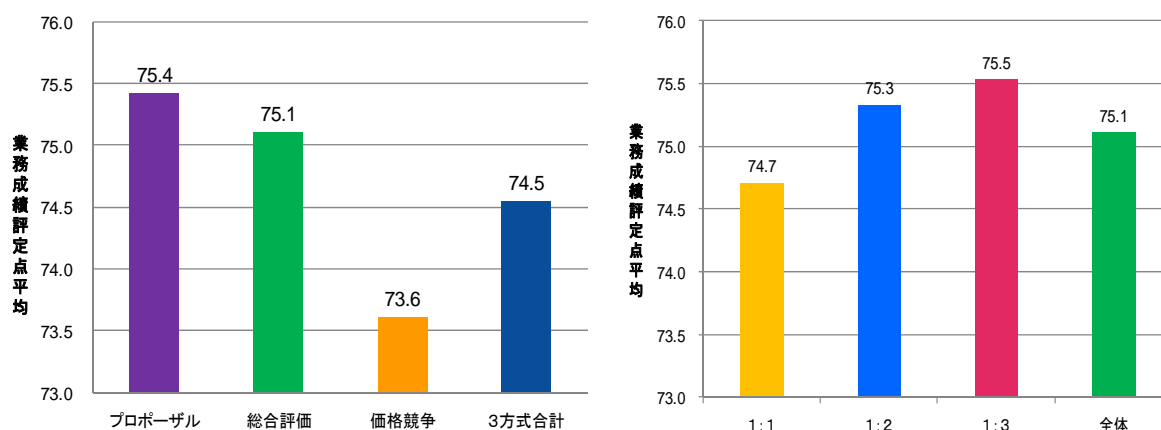
総合評価落札方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題に確実に対応するため、平成21年度に同方式により調達された土木、測量、地質調査、建築、補償、発注者支援等の業務（3,405件）を対象に、価格と品質による総合的な評価、評価項目の採用、得点、業務成績の状況等について分析し、年次報告として取りまとめた。

分析の結果、落札者の割合は技術点の最高得点者が約84%、価格点の最高得点者（最低価格者）が約55%、技術点・価格点共に最高得点者の割合は約45%であった。また、技術点の比率が高くなるにつれて最低価格者が落札した割合が低くなり、総じて、技術点での競争が優位となる傾向がうかがえた（図-1）。



図－1 落札者の内訳について

成績評定点をみると、総合評価の平均は75.1点で、価格競争と比べて1.5点高い。また、技術点の比率が高いほど成績評定点も高くなる傾向があり、総合評価の1:3業務では75.5点と、プロポーザルの75.4点とほぼ同等の結果となった(図－2)。



図－2 成績評定点(調達方式別, 総合評価の配点比率別)

平成23年度は、平成22年度に総合評価落札方式により調達された業務を対象に実施状況を分析する予定である。

1(2) 履行確実性評価の実施状況について

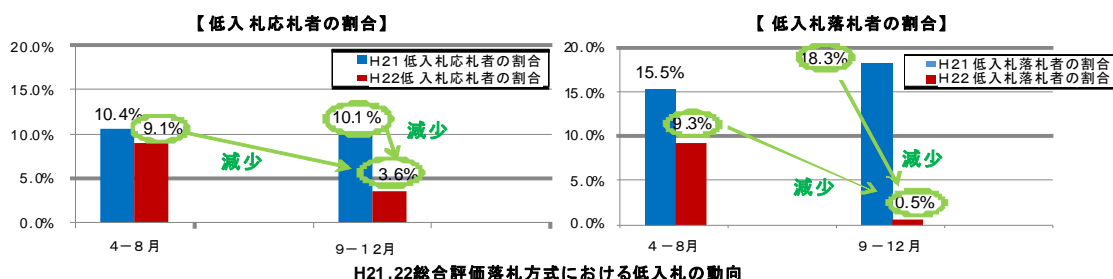
新たな品質確保対策として、低入札価格調査基準価格を下回ったものに対して低入札価格調査を強化すると共に、技術評価点の中で技術提案の確実な履行の確保を評価し厳格に反映する「履行確実性評価」の試行を実施した。

履行確実性評価が実施された9～12月の契約業務における低入札の発生状況を見ると、履行確実性評価を導入した2,000万円を越える業務では、昨年度同時期（平成21年9～12月）及び今年度導入前（平成22年4～8月）に比して、「低入札応札者の割合」及び「低入札落札数の割合」はいずれも大きく減少した。

履行確実性評価の導入効果が確認できたことから、平成23年度より対象業務を予定価格2,000万円を越えるものから、1,000万円を越えるものに拡大する。なお、平成23年4月1日以降に入札公告等を行う予定価格が1,000万円を越える業務については、調査基準価格の算定方式が見直されている。

予定価格2,000万円を越える業務

概ねの整備局において履行確実性評価が実施された9月以降（～12月末）契約業務における低入札状況をみると、履行確実性評価を導入した2,000万円以上の業務では、昨年度同時期（H21年9～12月）及び今年度導入前（H22年4～8月）に比して、「低入札応札者数の割合」及び「低入札落札者数の割合」はいずれも大きく減少している。



H21,22総合評価落札方式における低入札の動向

	4～8月の低入札応札・落札動向の比較		9～12月の低入札応札・落札動向の比較	
	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年
全応札件数	2,846	4,848	3,234	3,141
低入札応札件数	297	442	328	112
低入札応札件数の割合	10.4%	9.1%	10.1%	3.6%
全落札件数	368	856	465	375
低入札落札件数	57	80	85	2
低入札落札件数の割合	15.5%	9.3%	18.3%	0.5%

※北海道開発局及び8地方整備局（沖縄総合事務局を除く）において実施した土木関係コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）のうち、予定価格2,000万円以上の業務が対象。

※H22.4.27に「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」の通達を发出

図－3 履行確実性評価の効果

1 (3) 標準的な発注方式事例のフォローアップについて

総合評価落札方式の導入に伴い見直した、道路、河川、都市、下水道、地質調査、測量の各分野における業務分類図について、平成22年度業務への適用状況を踏まえ、改定案を作成した（図-4、建築の分類図は平成23年業務からの適用のため、今回の改定案作成の対象外とした）。

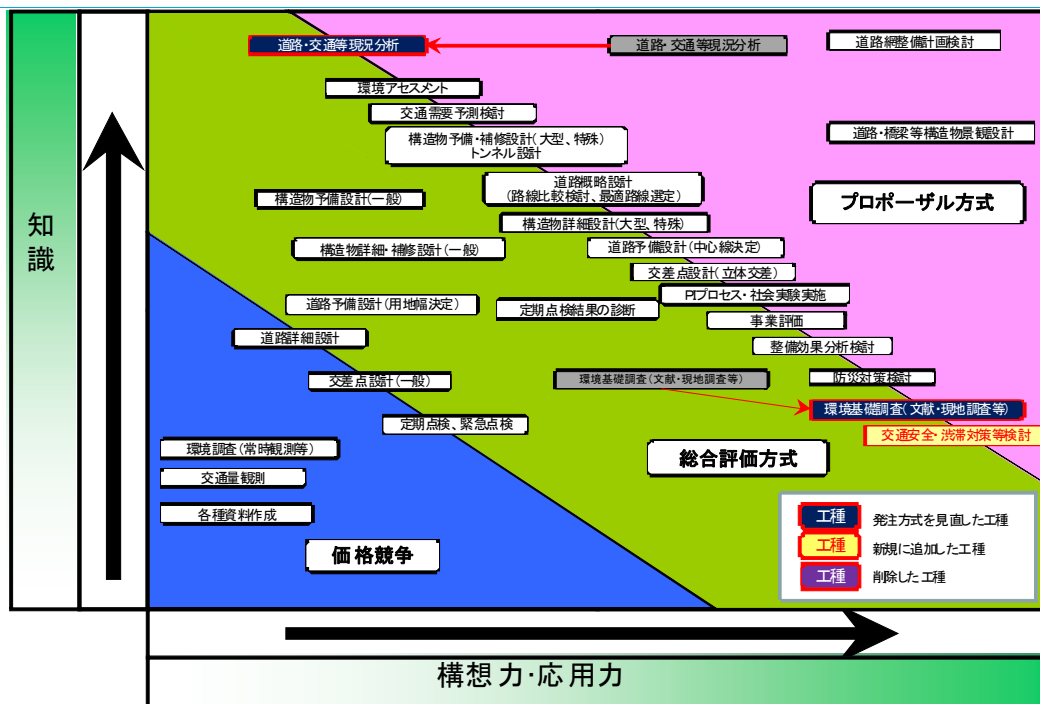


図-4 発注方式事例（道路事業）

1 (4) 設計共同体の評価方法の試行について

設計共同体の入札参加を認めることで、従来は別の業務として発注していた複数の業務を一括して発注可能となったが、その評価方法等を検証するため、同業種設計共同体で3件、異業種設計共同体で10件の試行を実施した。

評価方法の試行については、業務の効率化が図られるという意見がある一方で、逆に事務量が増加するといった意見も見られ、総じてその評価が分かれる結果となった。

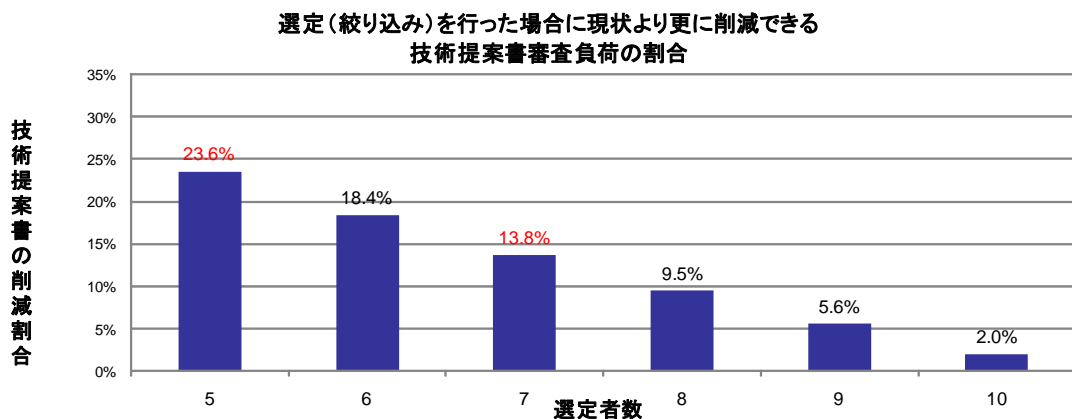
引き続き試行を継続しフォローアップを行うと共に、業務成果の品質向上、設計共同体の構成、中小コンサルタントの活用、事務手続きの効率化に着目し、分析・評価を進める予定である。

1(5) 技術提案書提出者数の限定化について

技術提案書提出者数の限定化、ヒアリングの省略、手続き期間の短縮の3つの試行について、平成21年度のサンプル調査に続き、受発注者を対象に詳細なアンケート及び業界団体ヒアリングを実施した。

そのうち、業務の効率化が期待できる「技術提案書提出者数の限定化」について、更に詳細に効果及び影響を分析することとし、5者又は7者絞込みによる時間・コスト・手間の削減効果、選定順位が6位又は8位以下の企業の落札状況の変化、選定回数への影響等についてシミュレーションした。

検討の結果、平成23年度より技術力の評価を重視する総合評価落札方式(1:3及び1:2)において、指名競争における技術提案書提出者数は5~7者まで限定する試行を実施し、その効果についてフォローアップする予定である。



※技術提案書の審査負荷の削減割合 = $\frac{\text{選定業者数の絞り込みを行った場合に審査が不要となる技術提案書数}}{\text{対象業務(1, 247件)における審査対象技術提案書数}}$

図-5 時間・コスト・手間の削減効果について

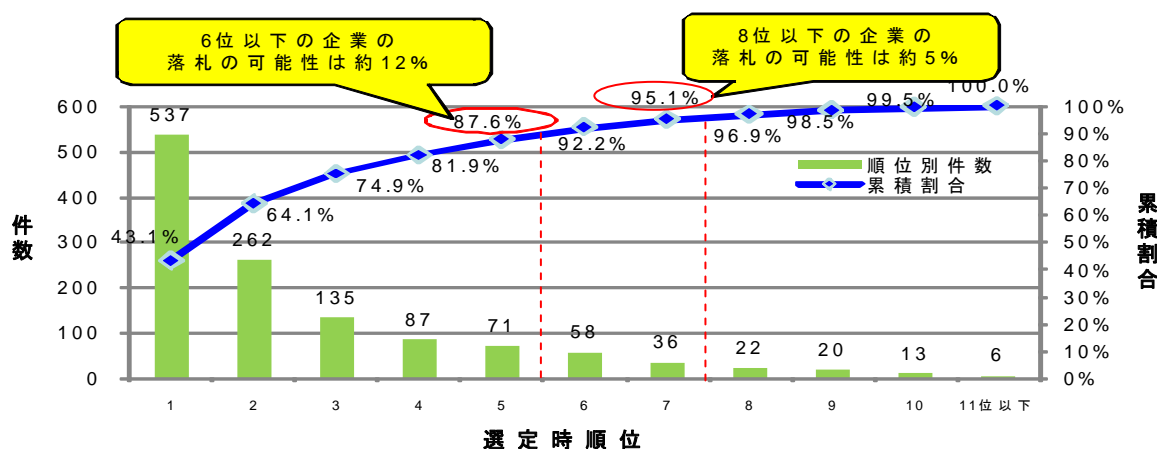
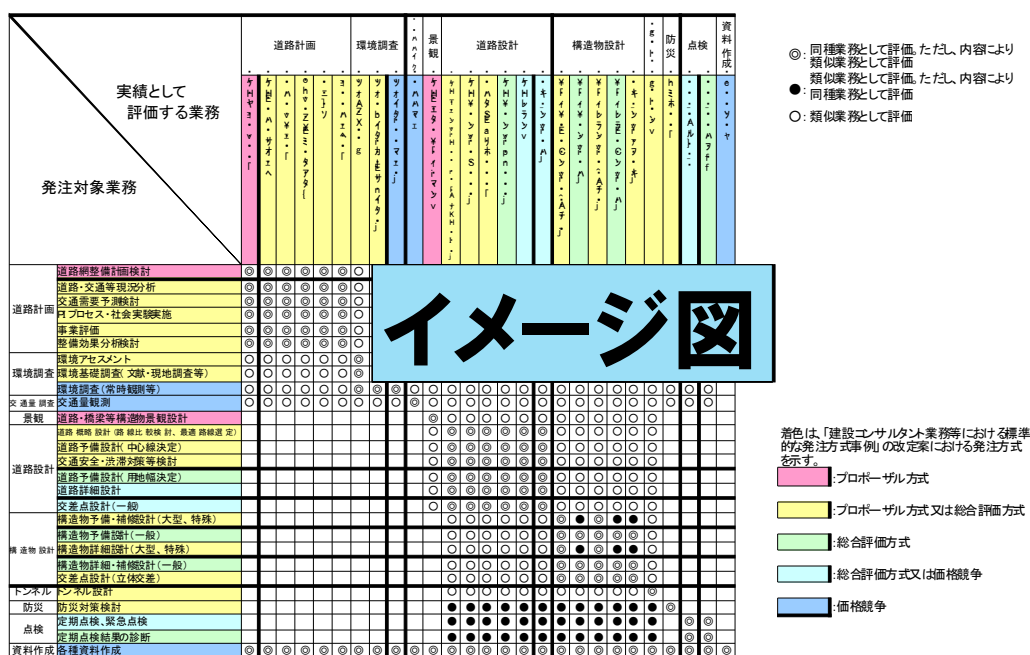


図-6 落札者の選定時の順位分布

1 (6) 同種・類似業務の標準的な取扱いについて

建設コンサルタント業務等における入札手続きの際、同種業務・類似業務の実績を参加要件及び特定・入札段階の技術評価時に活用しているが、その取扱いについて各地方整備局毎に差異が見られた。

業務分野毎に、直轄業務を対象として個々の業務内容に応じた同種・類似業務の標準的な取扱いを整理し、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」に反映させることとした。



図ー7 同種・類似業務の標準的な取扱い（イメージ図）

1 (7) 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定の検討について

現行のガイドラインは平成21年3月に作成されたが、総合評価落札方式の2年間の運用実績を踏まえ、幾つかの改善すべき事項が確認された。前回懇談会までに決定された改定事項を反映すると共に、評価の適正化等を図る観点から、技術者資格の追加、担当技術者の実績等の活用、表彰の評価に関する改定等についての修正・追加を検討した。

今後、各地方整備局及び業界団体等に意見照会を行った上で改定ガイドライン案を作成し、次回の懇談会に提示する予定である。

2. 設計成果の品質確保について

設計業務の成果については、設計ミスの発生などによる品質低下が指摘されているところであり、受発注者の役割と責任を明確にし、各々の責任を適切に果たすことで設計成果の品質確保を図る必要がある。

平成22年度は、業務履行上の受発注者の役割と責任を明確化し、発注者として責任を確実に履行するための取組の検討、設計エラーを誘発する環境要素等を排除するための発注者の取組の検討を実施した。

また、検査における発注者の役割と責任の考え方について整理するとともに、合理的な検査の実施について検討を実施した。

今後は、受発注者の役割と責任を踏まえ、発注者の役割と責任を的確に果たすための検討と、来年度発注業務における具体的取組を行う予定である。

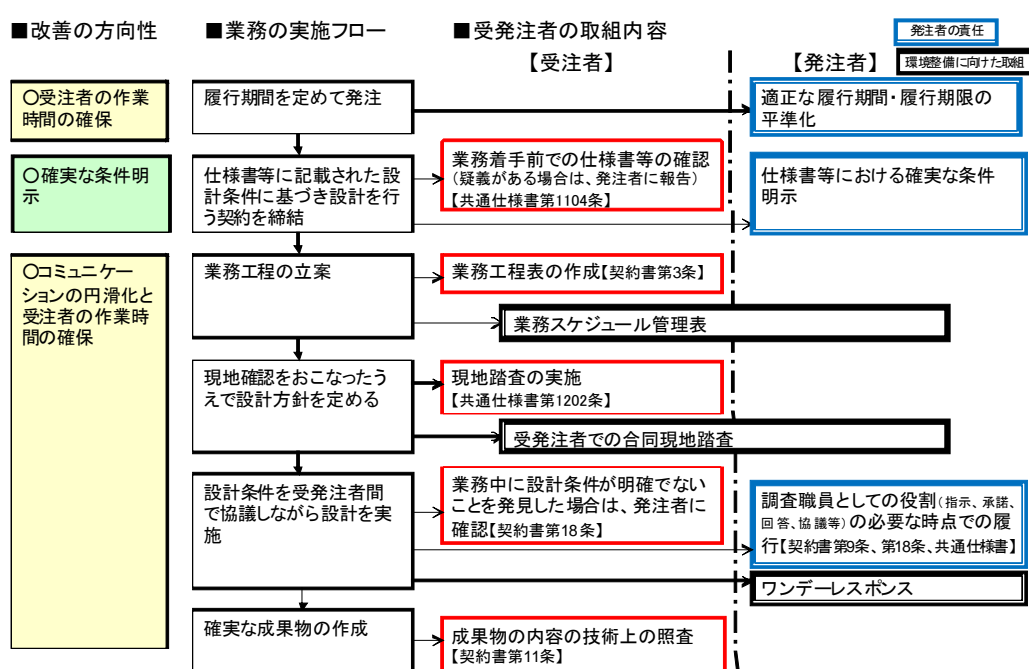


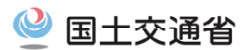
図-8 業務履行上の役割と責任の全体像

以上

調査・設計等分野における品質確保に 向けた検討について(案)



平成22年度の実施計画(案)



(1)総合評価方式の実施状況のフォローアップ

①平成21年度実施状況

○国土交通省直轄業務における総合評価方式の**実施状況を年次報告として取りまとめ、公表する。【資料2】**

②実施手順見直しによる業務の効率化・簡素化について

○総合評価の実施手順見直し(技術提案書提出者数の限定化、ヒアリングの省略、手続期間の短縮)による業務の効率化、簡素化については**平成21年度の試行結果のアンケートをとりまとめ、方針を決定する。【資料3】**

○**履行確実性の評価、標準的な発注方式事例、設計共同体の評価方法**についてフォローアップを行い効果、適用状況などを検証する。【資料4】

○**建築関係建設コンサルタント業務**について**発注方式事例**を作成する。【資料5】

(2)透明性の確保等に関する入札契約制度の改善

- 技術者資格の評価について、技術者に求められる要件とふさわしい技術者資格について方針を決定する【資料6】
- 同種・類似業務の取扱い等の入札契約制度の改善について検討し、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

(3)土木設計業務における新たな積算手法について

- 設計業務等標準積算基準書の改定に向け、新たな積算手法の今後の方針を決定する。【資料7】

(4)設計成果の品質向上対策について

- 設計業務の成果品の品質向上に向け、受発注者の役割分担の明確化に向けた検討を行う。【資料8】

P3

平成22年9月24日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第1回)

資料2

調査・設計等業務における 総合評価落札方式の実施状況 (平成21年度年次報告(暫定版))

年次報告(暫定版)の作成の目的

本年次報告(暫定版)は、国土交通省における総合評価落札方式の現況をとりまとめ、公表することにより、同方式の普及・拡大、ダンピング防止策、入札契約制度に関する諸課題への確実な対応に資することを目的として作成するものである。

※ 今回は全数データの集計が未確定のため、分析等については暫定的なものとして次回懇談会までに確定させる予定である。

P5

目 次

1. 平成21年度 年次報告(暫定版)のポイント	p.1
2. 総合評価落札方式の実施状況	p.4
2-1. 全契約状況	p.5
2-2. 総合評価落札方式による契約状況	p.6
2-3. 落札者の状況	p.7
2-4. 落札率の分布状況	p.10
2-5. 調査・設計分野における低入札発生状況	p.13
2-6. 落札者と評価値が2位、3位の技術点分布	p.16
2-7. 調達方式、配点比率と業務成績の関係	p.17

P6

1. 平成21年度 年次報告(暫定版) のポイント

P7

1. 平成21年度 年次報告(暫定版)のポイント

(1) 価格と品質による総合的な評価について

- ・ 調査件数1,732件中、技術点の最高得点者が落札した割合は76.6%であり、**技術競争が優位**な結果となった。
- ・ 価格点と技術点の比率について、技術点の比率が高くなるにつれて最低価格者が落札した割合が47.3%から27.8%に減少しており、**技術点の比率が高いほど技術競争が優位**な結果となった。
- ・ 落札率の分布状況について、価格のみの競争と比較すると、平均落札率が6ポイント高い。

P8

(2) 低入札の状況について

- ・ 20年度と比較して21年度は特に**価格競争に比べて総合評価の低入落札発生率が低い**。
- ・ **総合評価の低入落札発生率は約1/2に激減(20年度:23.2%→21年度:12.0%)**している。

(3) 得点、業務成績の状況について

- ・ 技術点順位が**1位又は2位の者が約9割落札**している。落札者と総合評価点が2位、3位の技術評価点数を比較するとその平均の差約6点程度の中で競争しており、満点60点の中の**高いレベルで競争**が行われている。
- ・ 平成21年度の総合評価落札方式の成績評定点平均は75.2点となった。これは**価格競争よりも1.5点高い平均点**となっている。

P9

2. 総合評価落札方式の実施状況

P10

- 建設コンサルタント業務等の契約状況(暫定値)
 - ・平成21年度の建設コンサルタント業務等の発注件数は17,450件。
 - うち、総合評価落札方式は**3,397件(19.5%)**。対前年比で約**9倍に急増**。

地方整備局等(港湾空港除く)における契約状況(暫定値) (件数)

	H19年度	H20年度	H21年度 (暫定値)	増減率 (H21-H20)/H20
価格競争	(51.5%) 8,910	(48.7%) 7,578	(45.1%) 7,865	4%
総合評価落札方式	(0.1%) 23	(2.5%) 381	(19.5%) 3,397	792%
プロポーザル方式	(29.5%) 5,112	(44.8%) 6,970	(34.1%) 5,954	▲15%
特命随意契約	(18.9%) 3,266	(4.0%) 619	(1.3%) 234	▲62%
計	(100%) 17,311	(100%) 15,548	(100%) 17,450	12%

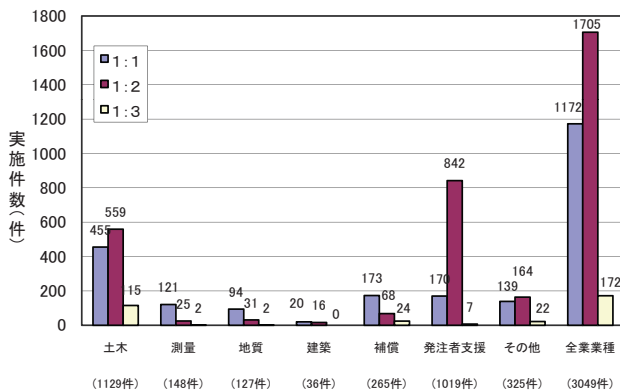
※対象は北海道開発局および8地方整備局の業務
 ※5業種(土木、測量、地質調査、建築、補償)
 ※件数については現在精査中の暫定値であり、今後変更の可能性あり

P11

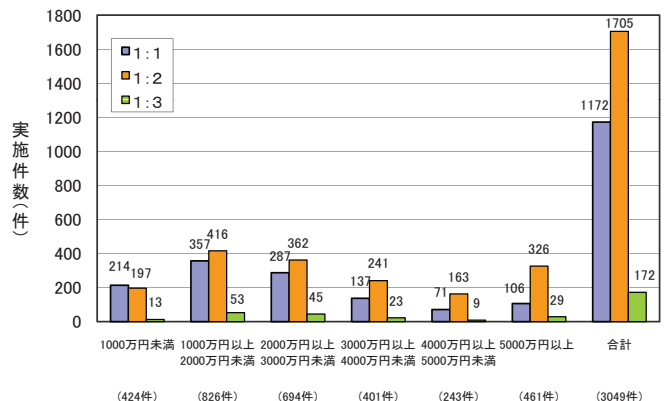
2-2. 総合評価落札方式による契約状況(概要)

- 総合評価落札方式による契約状況
 - ・業務内容別の全業種に占める割合は、土木37.0%、測量4.9%、地質調査4.2%、建築1.2%、補償8.7%、発注者支援33.4%、その他10.7%。
 - ・価格帯の内訳では、1,000万円～2,000万円が3割弱を占め最も多く、4,000万円未満が**全体の8割弱**を占めている。
 - ・配点比率別では、1:1が38%、1:2が56%、1:3が6%であり、**1:1と1:2両方で9割以上を占める**。

H21年度 総合評価落札方式 業種別の実施件数



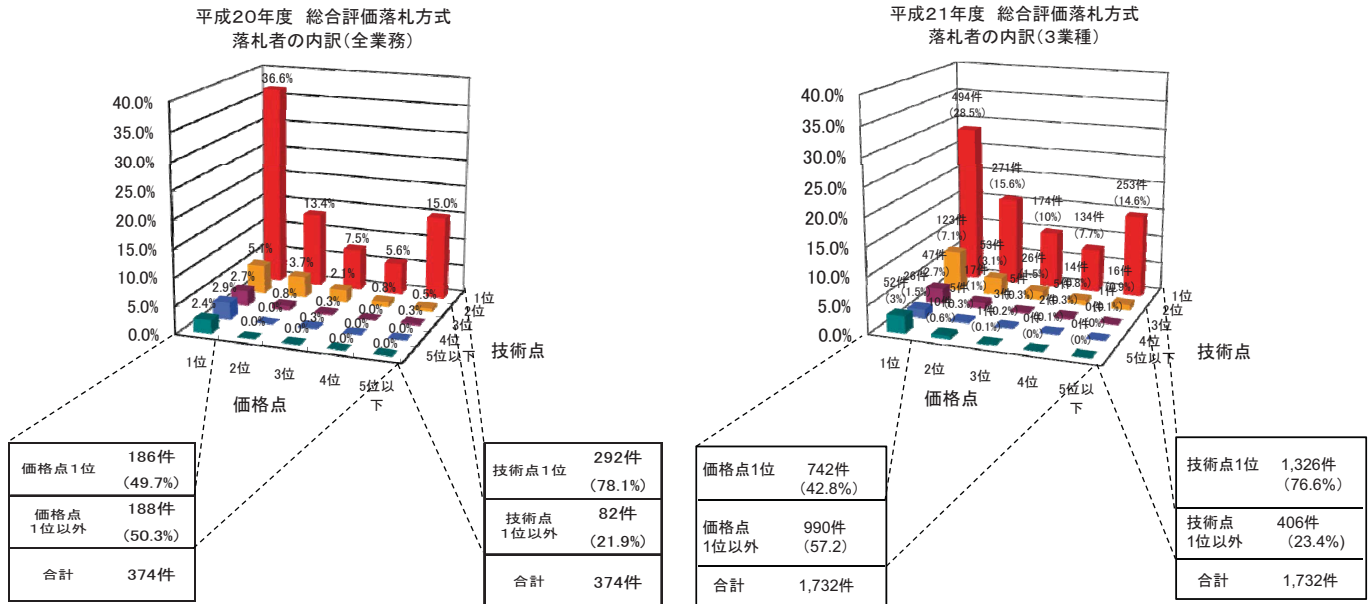
H21年度 総合評価落札方式 予定価格帯の実施件数



P12

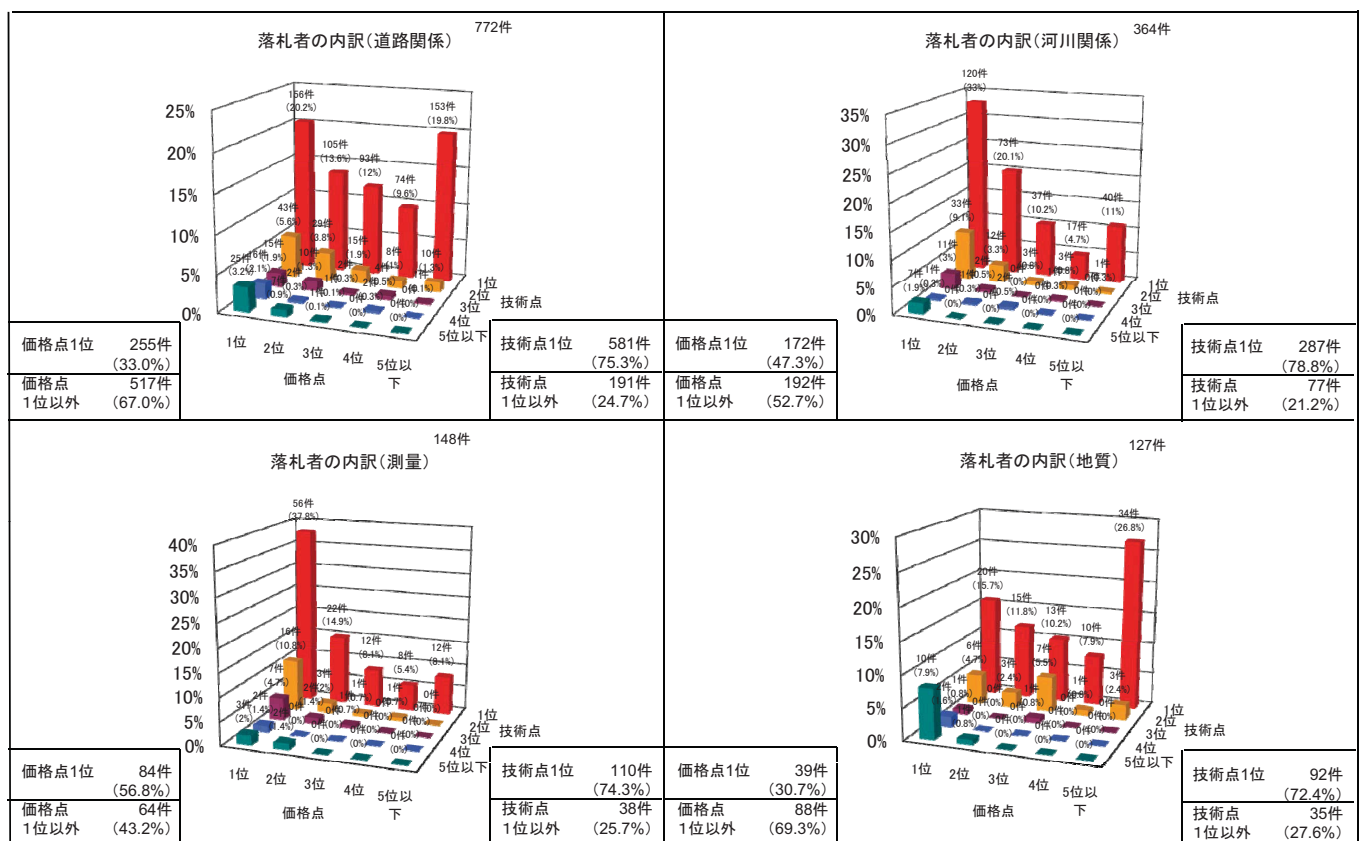
2-3. 落札者の状況(全体)

- ・全数データの集計が未確定のため、分析は主要業務である土木、測量、地質調査の3業種のみを対象として分析した(分析対象1,732件)
- ・最低価格者を含め、技術評価点の最高得点者が落札した割合(技術点1位)は**1,326件(76.6%)**であり、平成20年度に引き続き**技術評価点による競争が優位な結果**となっている。
- ・業種別にみると、技術点1位が落札した割合は75%前後であるが、**道路、地質分野においては、河川、測量分野と比較し、価格点が5位以下にもかかわらず落札した者が多い(道路19.8%、地質26.8%)**。



P13

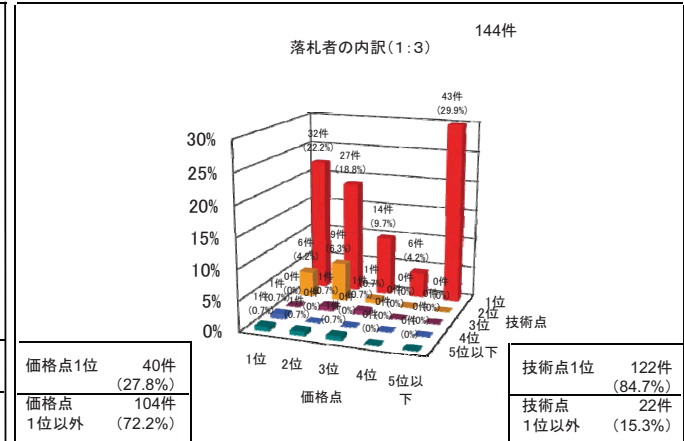
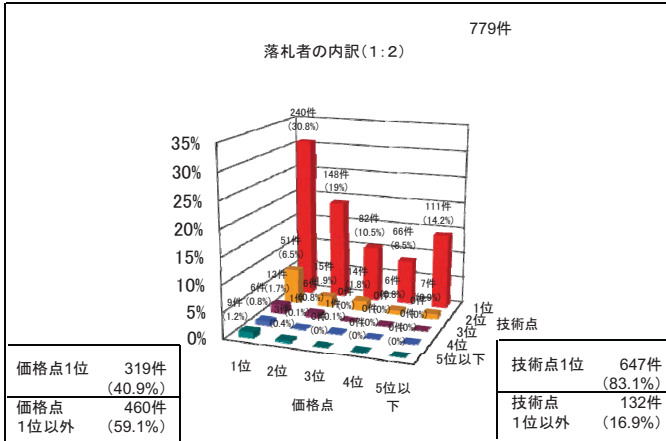
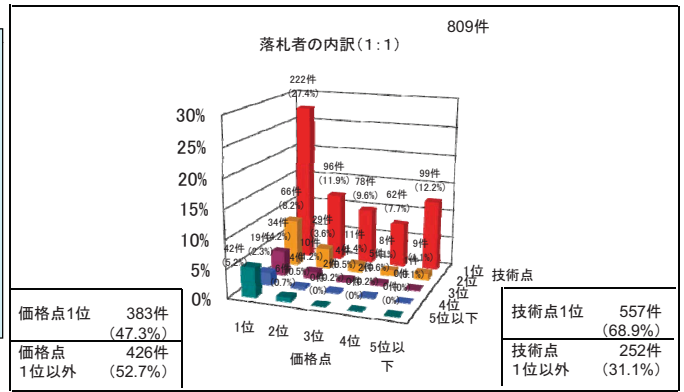
2-3. 落札者の状況(業種別)



P14

2-3. 落札者の状況(比率別)

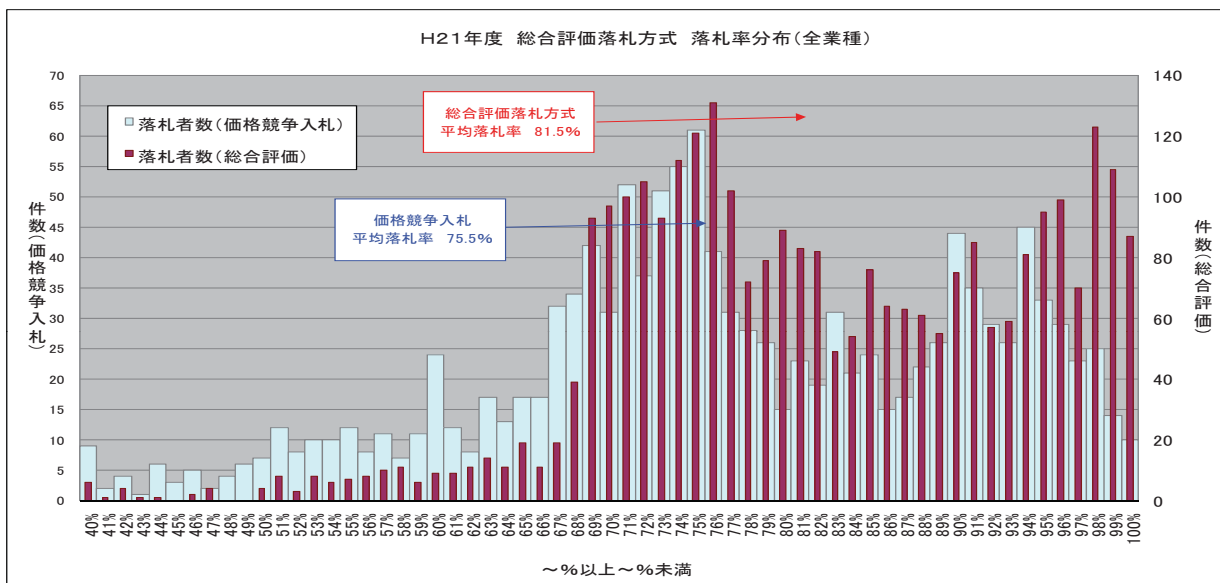
- ・全比率において、**技術点1位の者は65%以上**で、1:2と1:3では**8割**を超える。
- ・技術点の割合が高くなると、**最低価格者(価格評価点1位)**が落札した割合は、47.3%から**27.8%に減少**している。



P15

2-4. 落札率の分布状況

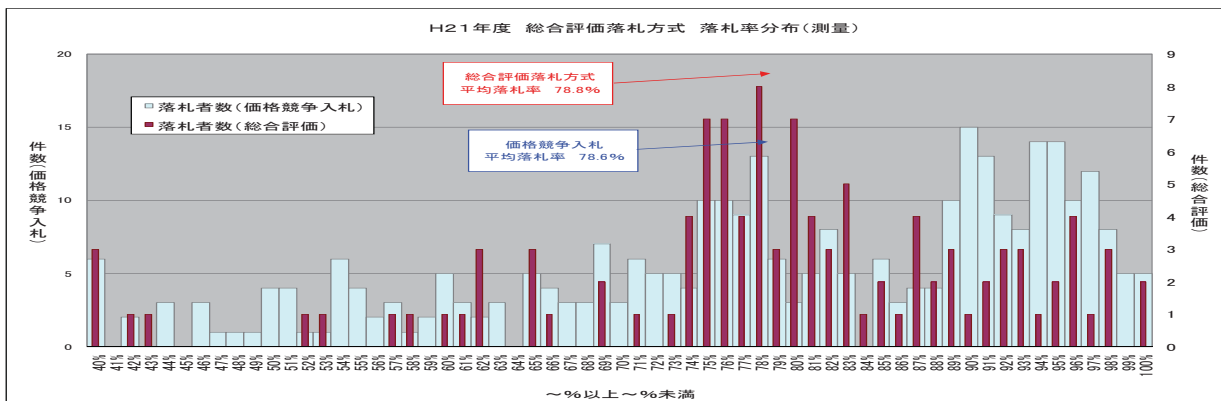
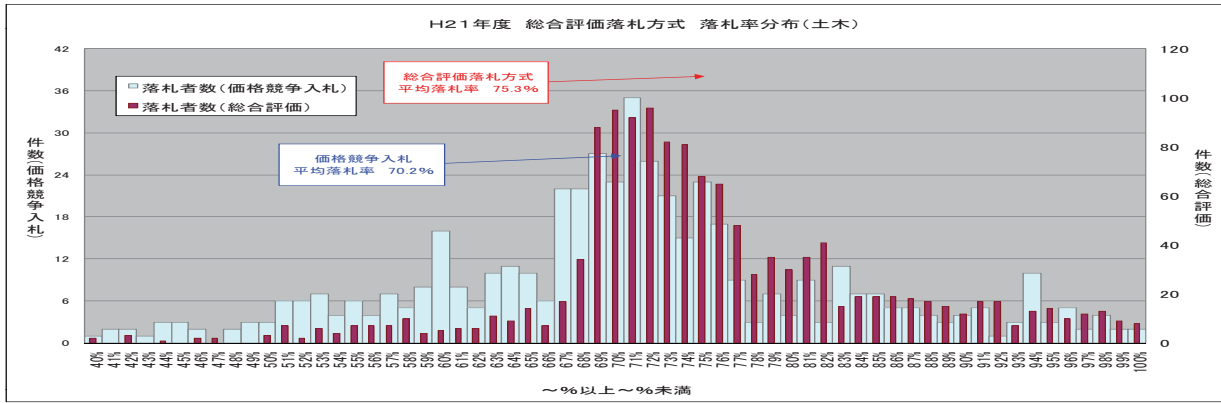
- **価格競争と総合評価落札方式との比較**(1,000万円以上の総合評価2,953件と価格競争1,263件との比較)
- ・平均落札率は、総合評価落札方式(81.5%)のほうが価格競争方式(75.5%)と比較して**6.0ポイント**高い。



※全業種: 空港・港湾を除く、土木、測量、地質、建築、補償の5業種
 ※価格競争: 簡易公募・公募型、予定価格1000万円以上

P16

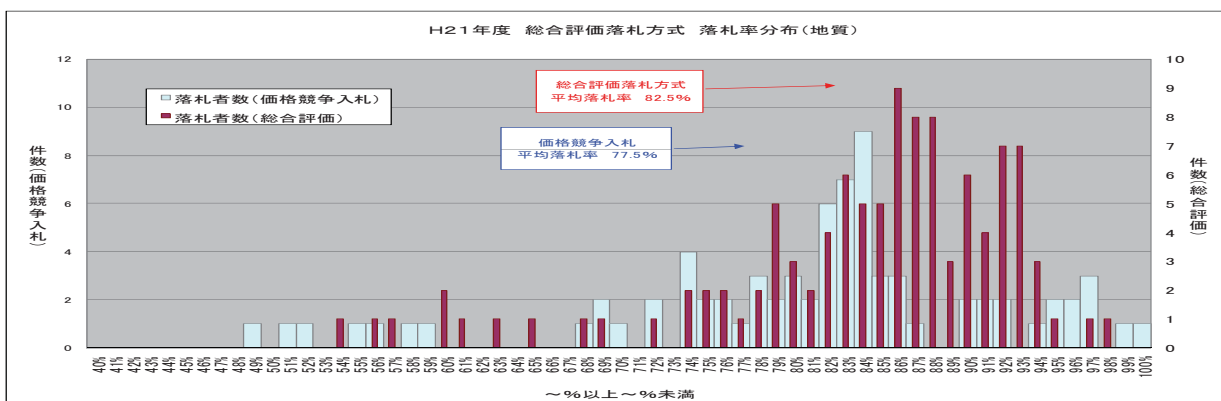
2-4. 落札率の分布状況（土木及び測量）



※土木、測量、地質は発注者支援を除く。

※価格競争：簡易公募・公募型、予定価格1000万円以上

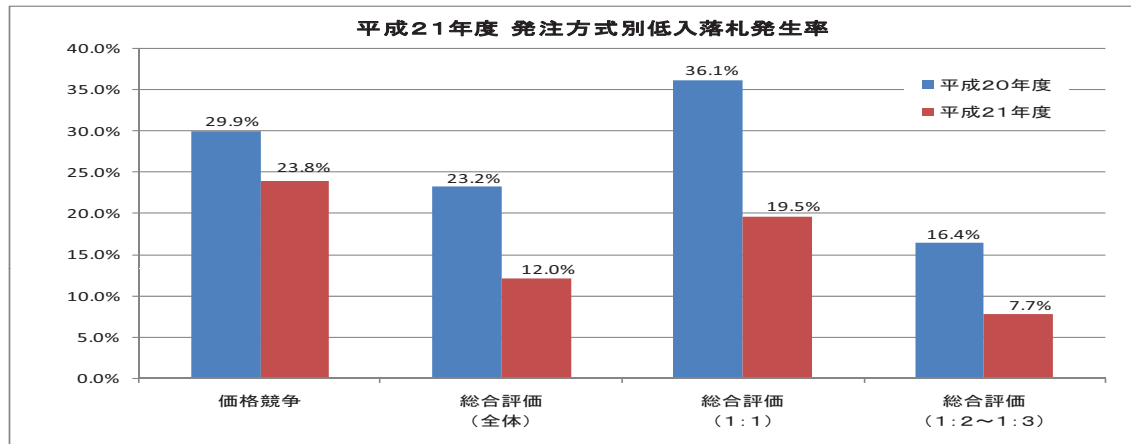
2-4. 落札率の分布状況（地質）



※土木、測量、地質は発注者支援を除く。

※価格競争：簡易公募・公募型、予定価格1000万円以上

- ・20年度と比較して21年度は特に価格競争に比べて総合評価(全体)の低入札発生率が低い。
- ・総合評価の低入札発生率は約1/2に激減(20年度:23.2%→21年度:12.0%)している。



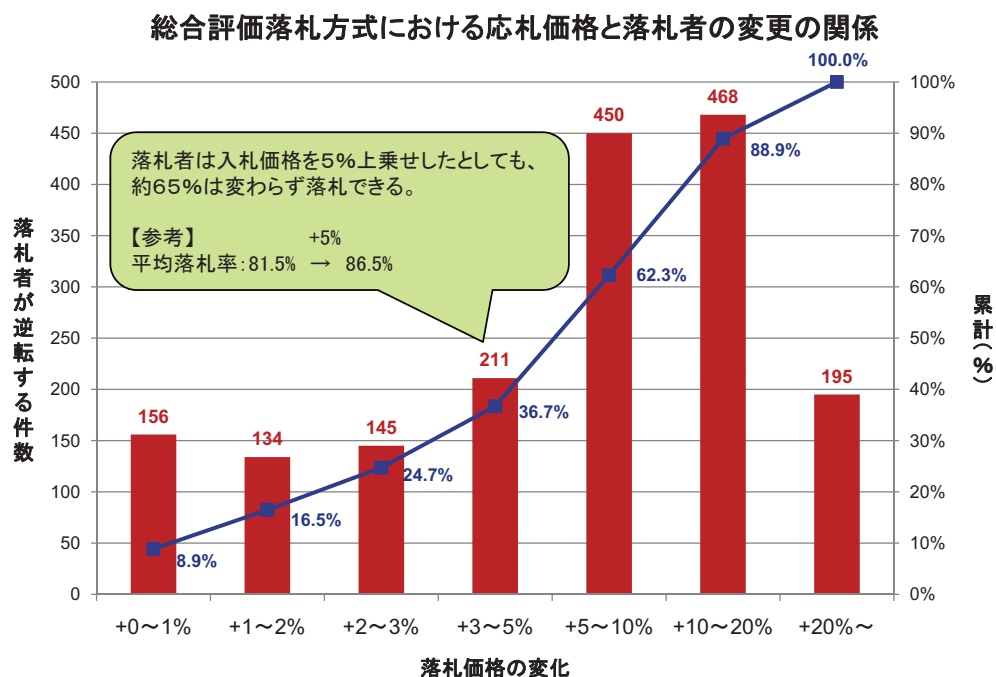
H21	対象業務件数	3,864件	2,590件	949件	1,641件
	低入札件数	921件	312件	185件	127件
H20	対象業務件数	4,356件	280件	97件	183件
	低入札件数	1,301件	65件	35件	30件

※件数については現在精査中の暫定値であり、今後変更の可能性あり

P19

【参考】落札者と2位が逆転する価格

- ・平成21年度に実施された総合評価落札方式のうち3業種(土木、測量、地質の1,759件)において総合評価1位で落札した者が、応札価格に何%上乗せしたら総合評価2位の者に逆転されていたかシミュレーションを行った。
- ・この結果、5%上乗せした場合に逆転される率は全体の約35%であり、約65%は落札者は変わらない。



※ 建設コンサルタント業務(土木、測量、地質調査)が対象。建築、補償、港湾、空港分は除く。
※ 2者以上の応札があった業務を対象

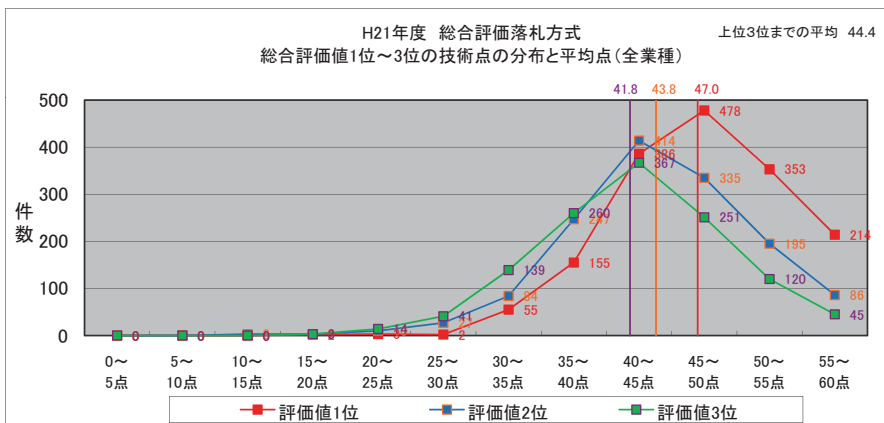
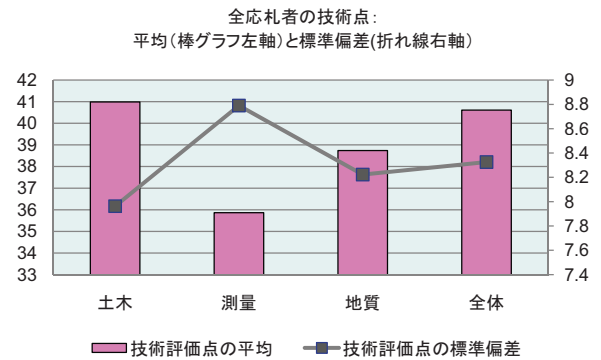
P20

以下の項目は、次回以降報告予定。

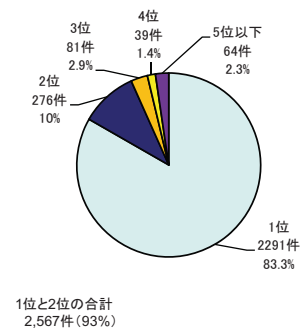
- ・評価項目毎の採用状況
- ・評価テーマの設定状況
- ・評価項目毎の得点率

2-6. 落札者と評価値が2位、3位の技術点分布

- ・技術点順位が1位又は2位の者が約9割の業務で落札しており、**高いレベルで競争**が行われている。(右下図)
- ・落札者と評価値(評価点)が2位、3位の点数を比較すると、その差はそれぞれ3.2点、5.2点となっており、60点満点**全体の1割程度の中で3者の競争**が行われている。(左下図)



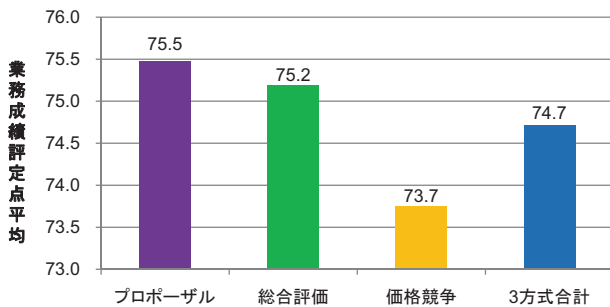
落札者技術評価点順位 (2,751件)



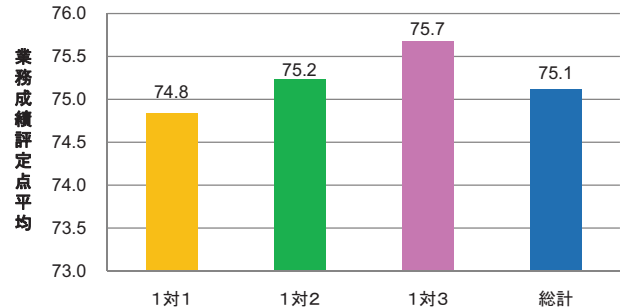
- ・平成21年度の総合評価落札方式の成績評定点平均は 75.2点となった。これは**価格競争よりも1.5点高い得点**となっている。
- ・また、成績評定点は技術点の比率が高いほど良くなる傾向があり、**成績評定点平均で1:3の業務(75.7点)が1:1の業務(74.8点)よりも0.9点高い。**

(総合評価の分析対象はH21年度に8地整+北海道開発局が発注した土木コン、測量、地質調査、建築、補償業務で、成績評定データとマッチングできた業務、ただし、空港、港湾を除く。N=13,969件)

調達方式別評定点平均(3業種)



価格点:技術点比率別評定点平均(3業種)



P23

平成22年9月24日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第1回)

資料3

実施手順見直しによる 業務の効率化・簡素化について

検討経緯と目的

平成21年度に総合評価落札方式が大幅に拡大(H20:381件、H21:約3,400件)していることから、**従前に比べ受発注者ともに手続きにかなりの時間と手間と費用を要している。**

実施手順の見直しによる業務の効率化の観点から以下の3つの試行を平成21年度に実施済み

- ・技術提案書提出者数の限定化
- ・ヒアリングの省略
- ・手続き期間の短縮

21年度に行ったサンプル調査の結果を踏まえ、その妥当性について本格的なアンケート調査を行い、発注者と応札者(落札者を含む)双方の意見をとりまとめた。

試行内容	指名競争入札における 指名段階での5者絞り込み	ヒアリングの省略	手続き期間の短縮
試行業務数 (全国計)	37	768	934
うち今回アンケート 対象業務数	17	80	49

サンプル調査結果を踏まえ、手続きの効率化(時間、コスト、手間)、評価の公正性・適正性という観点から、**発注者、応札者双方から主な意見を5段階で評定するアンケートを実施し結果を分析。**同時に**業界団体ヒアリングを実施し意見を整理。**

アンケート調査結果及び業界団体ヒアリングにおける意見・要望を踏まえ、**事務手続きの効率化に関する効果、審査の公平性などへの影響を勘案して、実施手順の見直しについて検討する。**

P25

本格的アンケート調査の概要

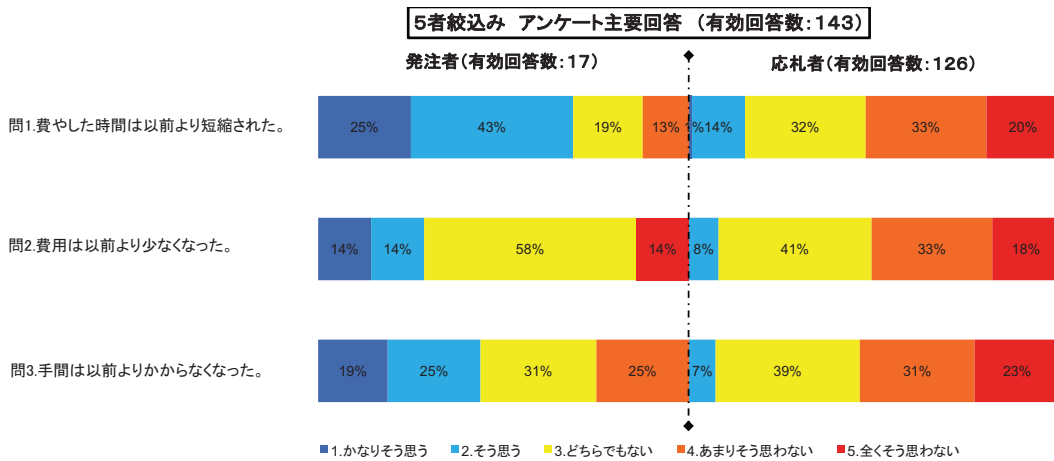
アンケート方法

1. 目的
手続き効率化の試行状況をより客観的に分析するため、サンプル調査に続き、本格的なアンケート調査を実施
2. 対象業務
平成21年度に実施した**土木、測量、地質調査の3業務を対象**(港湾、空港関係を除く)
3. 対象者
試行業務を担当した**発注者、落札者を含む全ての応札者**を対象
4. 対象業務数
有効なデータが得られるよう配慮し、ヒアリングの省略、手続き期間の短縮についてはそれぞれ757件、395件、試行件数が比較的少ない技術提案書提出者数の限定化については143件の回答が得られた

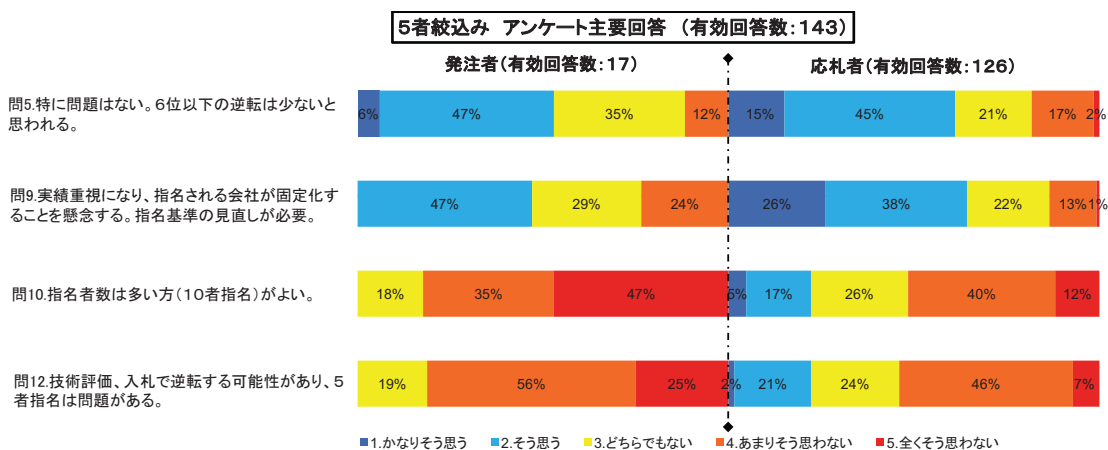
有効回答数

実施項目	有効回答数		
	全体	発注者	応札者(落札者を含む)
技術提案書提出者数の限定化(5者指名)	143件	17件	126件
ヒアリングの省略	757件	79件	678件
手続き期間の短縮	395件	49件	346件

・手続きの効率化の観点では、約5割の応札者が時間、費用、手間の削減効果があると思わないと回答しているのに対し、発注者は約7割が時間短縮につながり、約4割が手間がかからないと回答し、評価が分かれた。



・評価の公平性、適正さの観点からは、応札者の約6割、発注者の約5割が6位以下の逆転は少ないと考えている。
 ・一方で応札者の約6割、発注者の約5割が導入による提案企業の固定化を懸念している状況。
 ・また応札者の約5割、発注者の約8割が指名者数は多い方(10者指名)がよいとは思っていないと回答しており、評価が分かれている状況。



(1) 時間、コスト、手間の削減効果について

・ 技術提案書作成等の手間の負担は軽減されるが企業によっては受注機会の減少が懸念される【建コン協・全測連・全地連】

・ 絞込みにより指名機会が減少し、業者の寡占化につながる懸念がある【全測連・全地連】

・ 効果は概ね期待できると思うが、基礎点で僅差や低得点の場合は5者に限定すべきでない【全測連・全地連】

(2) 6位以下の逆転の可能性が無くなることについて

・ 評価項目、配点の重み付けの統一など公平性を保ちつつ選定する仕組みを構築する必要あり【建コン協・全地連】

・ 実績豊富な大手企業と比べて中小企業にとっては不利になるため、公正な制度とは言えない【全測連】

・ 優れた技術力が報われなければ企業の研鑽意欲や技術力の低下につながることを危惧する【全測連】

(3) 5者絞込の導入の是非について

・ 受注機会と公平性が保たれる制度とすべき。5者絞込は中小企業にとって受注機会の喪失を意味するため導入に反対【建コン協・全測連】

・ 定型的な業務、通常業務には導入すべきであるが、特殊性が高い場合は絞込む必要はない【全地連】

・ 絞込み自体は許容できるが、公平な技術評価を図るうえで指名数を5者に限定すべきではない【全測連】

・ 比率 1 : 1 は 10 者、1 : 2 は 7 者、1 : 3 は 5 者絞り込みとする。また意欲のある企業の参加を確保出来るような仕組み (21世紀枠) を導入する【建コン協】

※青字は肯定的意見、赤字は否定的意見を示す。

分析

○効果については応札者は効果がないとの回答が多く、発注者は効果があるとの回答が多い結果となり、評価が分かれた。

○業界団体ヒアリングにおける意見では、公平性が損なわれる、受注機会の減少、業者の寡占化、企業の研鑽意欲低下、技術力の低下など殆ど否定的な評価となった。

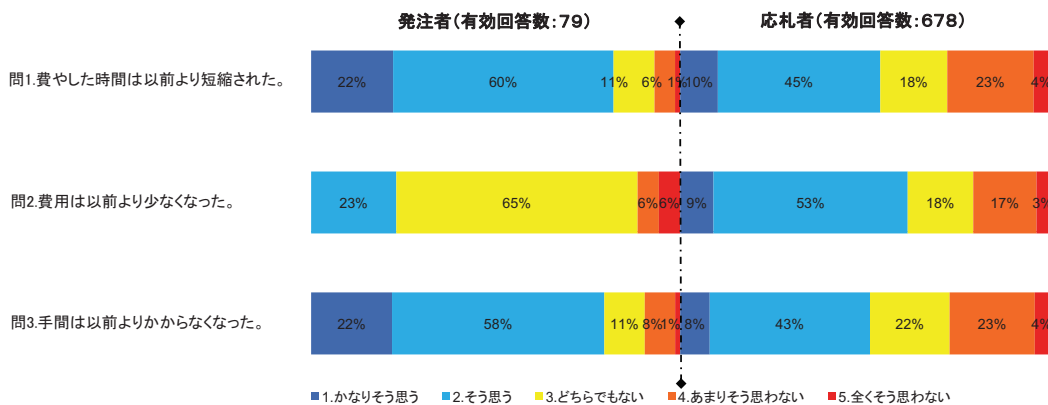
今後の対応

当面の間、現行通りの運用(指名競争で10者絞込み)とし、絞り込み者数について引き続き検討することとする。

アンケート集計結果(ヒアリングの省略)

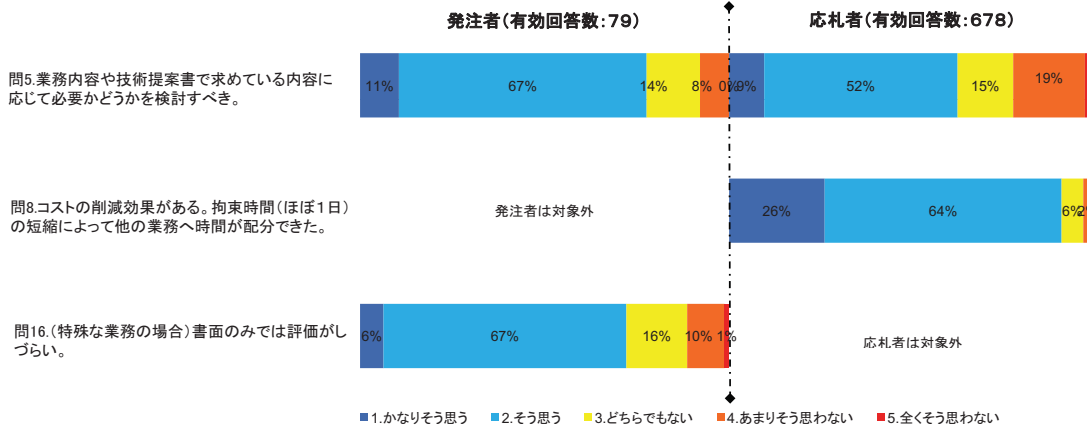
・手続きの効率化の観点では、応札者の約5~6割が時間、費用、手間の削減効果がある、発注者の約8割が時間、手間がかからなくなったと回答。

ヒアリングの省略 主要回答 (有効回答数:757)



- ・評価の公平性、適正さの観点からは、**応札者の約9割、発注者の約8割が業務内容や技術提案書で求めている内容に応じてヒアリングが必要か検討すべきと回答。**
- ・**応札者の約7割がコスト削減、時間短縮効果があると回答。**
- ・**特殊な業務の場合、書面のみでは評価が困難との意見が発注者の約7割を占めており、業務内容を踏まえて検討する必要がある。**

ヒアリングの省略 主要回答 (有効回答数:757)



P31

業界団体の意見・要望と今後の対応(ヒアリングの省略)

(ヒアリングを省略可能な場合)

- ・特記仕様書や作業マニュアル通り(観測、図化、点検等の単純業務)の業務内容の場合には省略可【全測連】
- ・特殊な現場条件でない、現地作業での想定外のリスクが少ない、安全施工に関する課題が少ない、解析を含まない等について確認できれば省略可【建コン協・全地連】
- ・追加調査・施工中の調査などで目的やリスクが明確な場合は省略可【建コン協】
- ・比率1:1の場合は適正な技術力評価がヒアリング以外で担保されれば省略可【建コン協】

(ヒアリングを実施すべき場合)

- ・計画・構想段階の業務はヒアリングが必要【全地連】
- ・特殊(高度)な現地条件、特殊な調査手法の適用、新技術の提案がある場合は実施【全測連・全地連】
- ・管理技術者の能力、業務意欲、現場の熟知度の把握が必要な場合には実施【全測連】
- ・比率1:2および1:3の場合は、適正な技術力を評価するためにヒアリングは必須【建コン協】

※赤字は否定的意見を示す。

分析

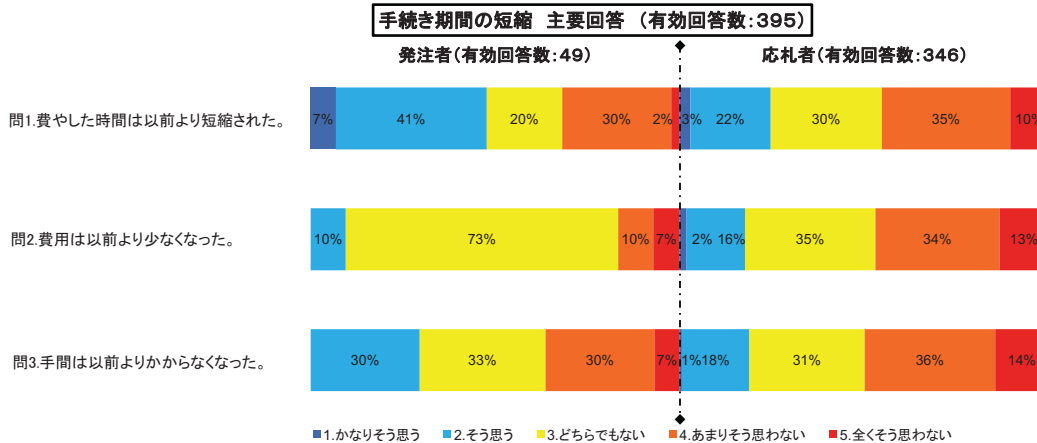
- 効果については、応札者、発注者とも**手間、費用、時間の削減効果があると評価された。**
- 業界団体ヒアリングにおける意見では、**計画・構想段階の業務にはヒアリングが必要など否定的な意見**のほか、特記仕様書等で詳細な実施手順が示されている業務の場合、単純業務で特殊な現場条件でないなどの場合には省略可能とする意見があった。

今後の対応

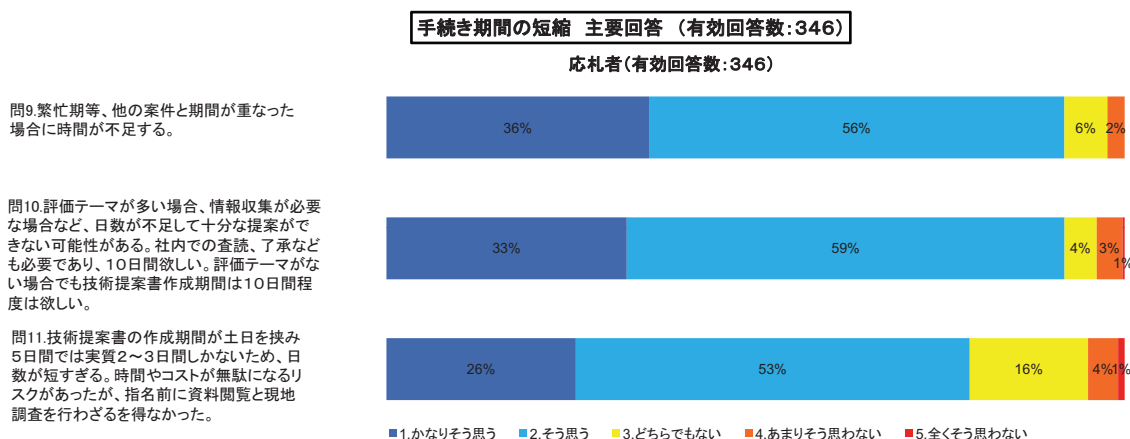
現場条件等において、ヒアリングを省略可能な業務があると認められるが、具体的な業務内容については次回までに検討することとする。

P32

・手続きの効率化の観点では、**応札者の約5割が時間、費用、手間の効果があると思わない**と回答しているのに対し、**発注者の評価は分かれている**。



・**繁忙期で他業務と期間が重複する場合に時間が不足するとの意見が応札者の9割に達した。**
 ・**評価の公平性、適正さの観点からは、評価テーマが多い場合など技術提案書の準備・作成日数を十分確保して欲しいとの意見が応札者の約9割を占めた。**
 ・**短縮により指名前に資料閲覧、現地調査を行わざるを得なかったとの意見が応札者の約8割を占めており、技術提案の作成期間が適切に確保されていない懸念がある。**



(1) 手続き期間の短縮による影響と効果について

- ・参加企業にとっては効果が無く、資料閲覧や現地踏査、技術提案書作成等の時間が不足する【建コン協・全測連・全地連】
- ・技術提案書の作成期間（5日間）は非常に短期間であり、少なくとも10～15日間は必要【建コン協・全測連】
- ・短縮により労働強化、負担増になるため、作成期間の短縮でなく他の手続きなどを短縮すべき【全地連】
- ・期間を短縮する場合は、公示時点で各事務所において確実に閲覧可能な体制、閲覧資料の電子データ貸与またはダウンロード、標準型で短縮する場合はヒアリング実施などの対応が必要【建コン協】
- ・人員が限られている中小企業にとって期間短縮は不利【全測連】

(2) 手続き期間短縮を継続もしくは拡大することについて

- ・拡大すべきではない。期間等の短縮は他の作業（ヒアリング等）の省略で行うべき【全地連】
- ・メリットよりもデメリットの方が大きく、期間短縮を行う場合には適正な評価に支障が生じないように対策を講じることが必要【全測連】
- ・技術提案書の作成に少なくとも10～15日間が確保され、閲覧資料が容易に入手可能となり、標準型で短縮する場合にヒアリングが実施されれば継続・拡大してもよい【建コン協】

※赤字は否定的意見を示す。

分析

- 効果については、参加企業にとって短縮効果がなく、発注者の評価も分かれている。
- 業界団体ヒアリングにおける意見では、技術提案書作成等の時間不足、労働強化などの否定的意見のほか、他の手続きで短縮すべき、資料閲覧体制の拡充などの意見があった。

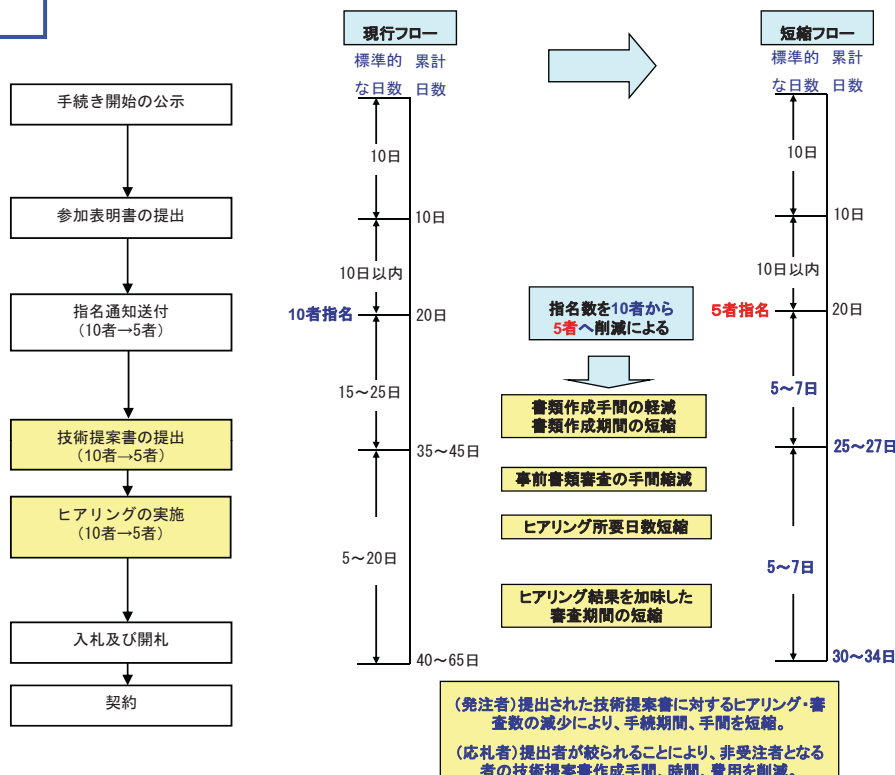
今後の対応

技術提案の作成に要する期間についての短縮は行わないこととする（その他の手続き期間で日程短縮をすることについて要検討とする。）。

【参考】技術提案書提出者数の限定化(5者絞込み)の概要 国土交通省

技術提案書提出者数の限定化

総合評価方式(標準型)の手続フロー

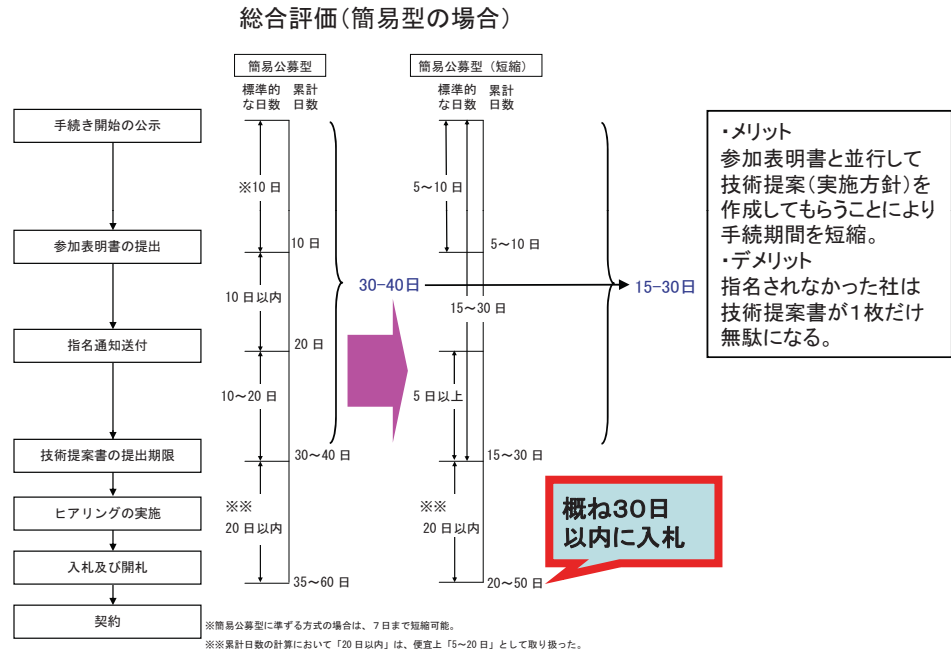


ヒアリングの省略

総合評価におけるヒアリングは当面実施の方針だが、一部の業務を対象にヒアリング省略を試行。

手続日数の見直しによる短縮

運用ガイドラインに示した短縮フロー(下図)を実施。



P37

平成22年9月24日
 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
 (平成22年度 第1回)

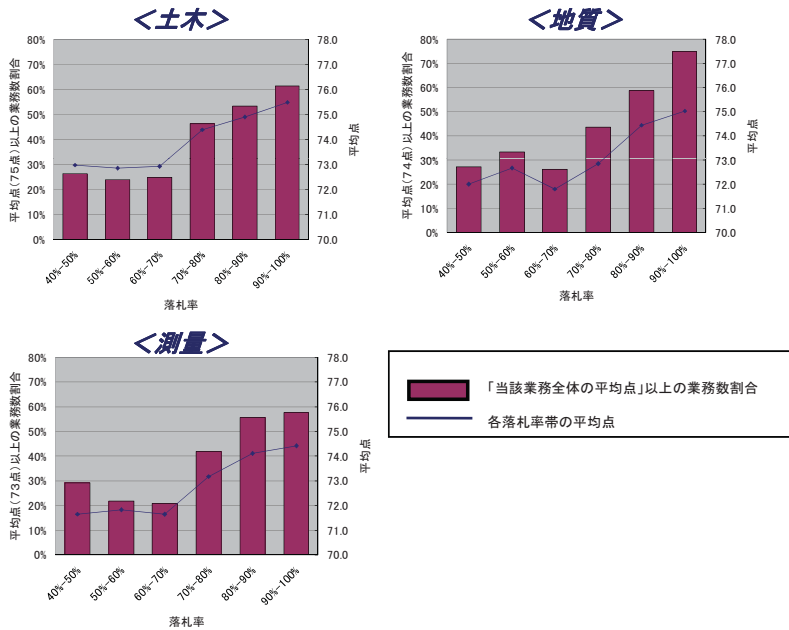
資料4

履行確実性評価の実施状況について

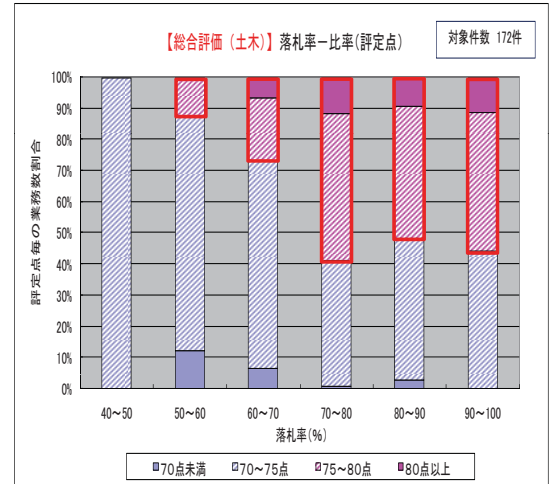
平成20年度の全業務に対してコスト調査を実施した結果、「**落札率の低い業務ほど業務成績が低い**」ことが明らかになったことから、平成22年度業務より以下の品質確保対策を強化。

- (1) 低入札価格調査基準価格を見直す
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回った者に対して、低入札価格調査を強化するとともに、技術評価点の中で「**技術提案の確実な履行の確保**」を評価し、厳格に反映。

【落札率帯別平均点以上の業務数割合】



【落札率帯別評定点毎の業務数割合】



履行確実性評価について

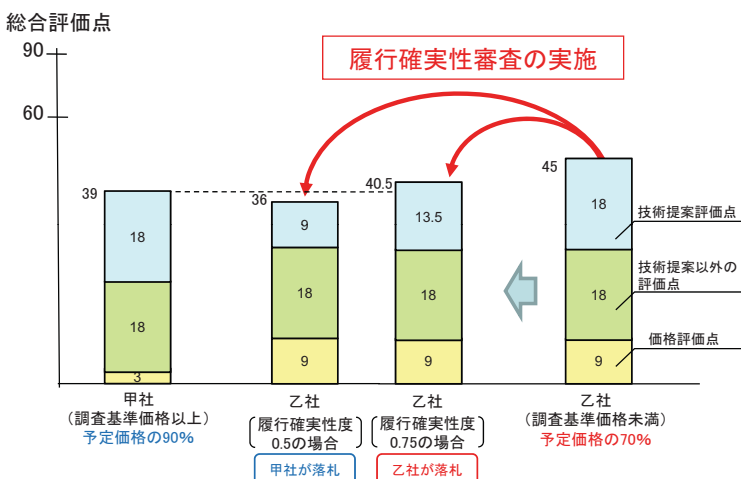
【総合評価点の算出方法】

○ **総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点**

- 価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3
- 技術評価点 = 60点
- 価格評価点 = 20 ~ 60 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術提案以外の評価点
+
技術提案評価点 × (履行確実性度)

履行確実性評価の実施(1:2の場合)



【履行確実性の審査】

(審査の観点)

- ① 業務内容に応じた必要経費の計上
- ② 配置予定技術者に対する適正な支払の計上
- ③ 品質管理体制の確保
- ④ 再委託がある場合は適正な支払いの確認

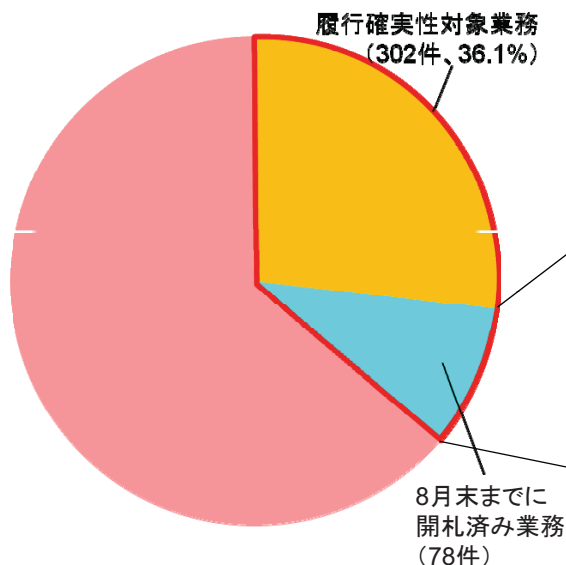
(評価方法)

- ①~④を各々審査した上で5段階(1.0~0.25刻み)で総合的に評価

【留意事項】

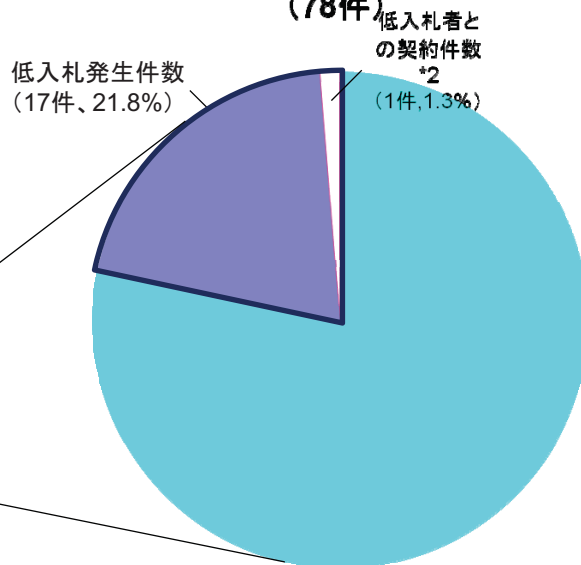
- 具体的な評価テーマに係る技術提案を求めることによる総合的な品質の確保対策の実施

総合評価方式による発注件数 (836件)*1



*1: 履行確実性評価適用日から平成22年8月末までの公告済み案件

8月末までに開札済み業務 (78件)



*2: 1件は、3者の入札があったが、2者が無効となったため、低入札者との契約となったもの

【参考】

低入札者との契約率19.1% (H21)

12.8% (H22. 4-8)

〔8地方整備局で契約した建設コンサルタント業務等(測量、土木コンサル、地質調査、港湾空港関係業務を除く)のうち、予定価格1,000万円以上の業務が対象。北海道開発局、沖縄総合事務局を含む。ただし、随意契約(プロポーザル方式を含む)を除く。平成22年度は速報値。〕

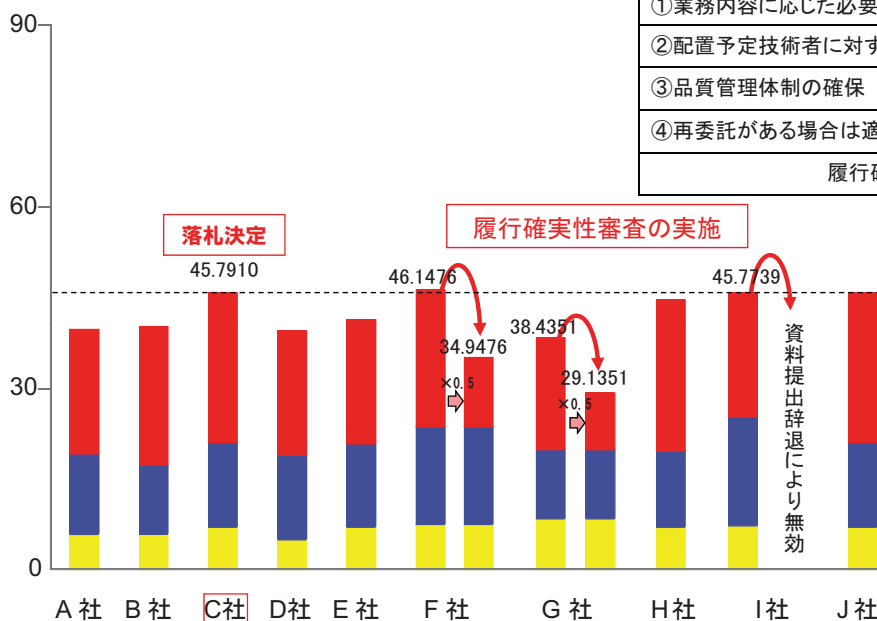
P41

履行確実性評価の実施例

件名: ○○道路設計業務
発注機関: ○○河川国道事務所
契約日: 平成22年9月16日

F社,G社,I社について、入札価格が低入札調査基準価格以下だったため、資料提出を求めヒアリングを実施。

審査結果	F社	G社	I社
①業務内容に応じた必要経費の計上	○	○	資料提出辞退
②配置予定技術者に対する適正な支払の計上	×	×	
③品質管理体制の確保	×	×	
④再委託がある場合は適正な支払いの確認	○	○	
履行確実性度	0.5	0.5	無効

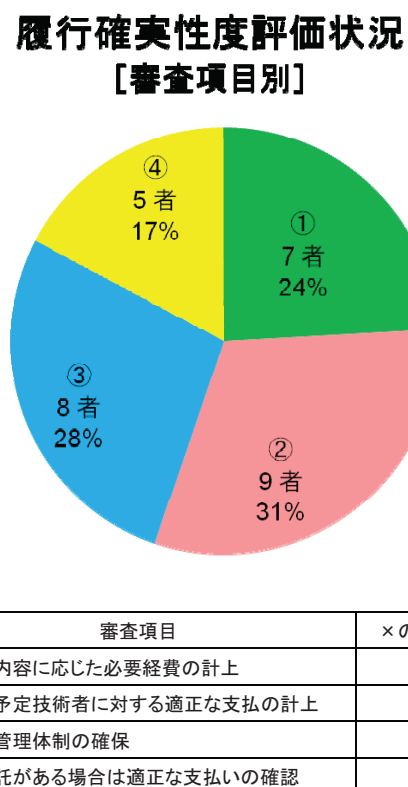
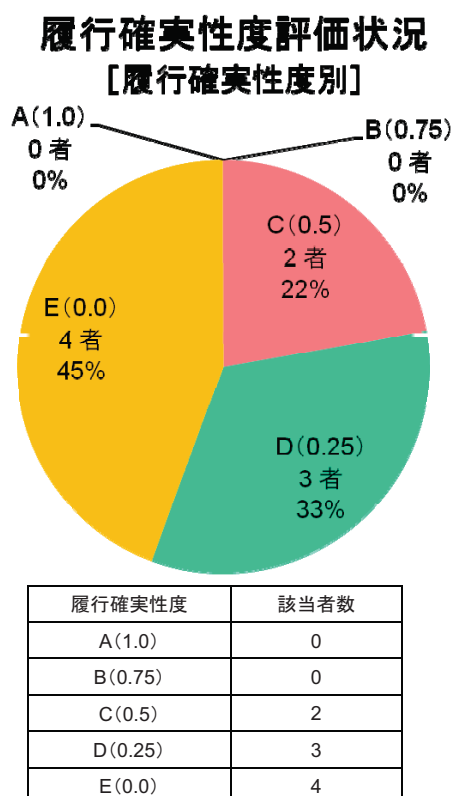


履行確実性評価の結果、C社が逆転し落札

■ 技術提案評価点
■ 技術提案以外の評価点
■ 価格点

地整等	総合評価方式*1			履行確実性評価の状況					
	件数	うち履行確実性評価対象	同割合	件数*2	うち審査対象業務数	審査対象会社数	うち辞退	うち審査実施	うち落札者
北海道	16	6	37.5%	0	—	—	—	—	—
東北	82	14	17.1%	7	3	6	3	3	1
関東	68	38	55.9%	1	0	—	—	—	—
北陸	104	15	14.4%	9	4	6	5	1	0
中部	201	82	40.8%	26	0	—	—	—	—
近畿	97	41	42.3%	10	7	18	14	4	0
中国	135	76	56.3%	16	2	2	2	0	0
四国	67	6	9.0%	0	—	—	—	—	—
九州	47	10	21.3%	6	0	—	—	—	—
沖縄	19	14	73.7%	3	1	1	0	1	0
合計	836	302	35.3%	78	17	33	24	9	1

*1)適用日から8月末までに発注公告した業務(土木コンサル、地質、測量、用地補償、建築)が対象。ただし、発注者支援業務を除く。
 *2)履行確実性評価対象業務のうち、8月末までに開札を行った業務。



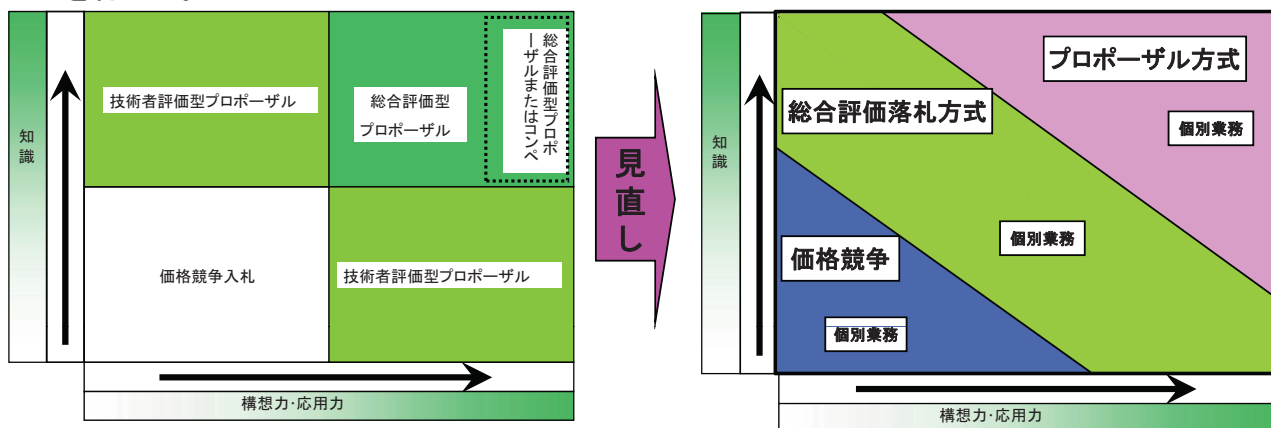
注: 履行確実性評価適用日から平成22年8月末までに開札を行った業務のうち、履行確実性審査を実施した業者(9者)についての内訳

発注方式事例(建築)の作成について(案)

発注方式事例(建築)の作成について(案)

業務分類(4象限図)の見直しについて (道路、河川、都市、下水道、地質調査、測量)

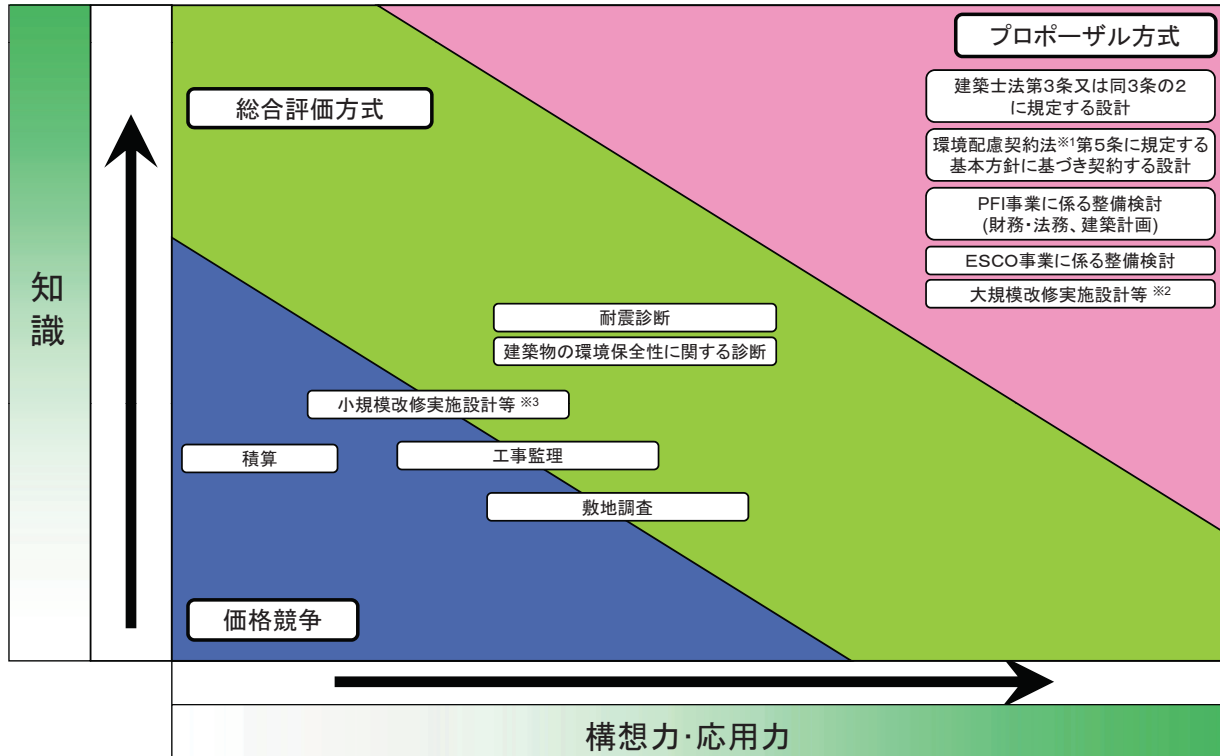
- 総合評価落札方式が平成20年度より本格導入されたことから、価格競争とプロポーザル方式の分類について整理されていた従前の業務分類図について、平成22年3月16日に開催された平成21年度第2回懇談会において見直しを実施。具体的な分類について整理を行った。



- 平成21年度第2回懇談会において、建築関係建設コンサルタント業務についても整理を行うこととされ、具体的な分類について案を提示。

今後の予定(案)

- 平成23年度の予算執行より適用



注1:「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」。
 注2:耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計。
 注3:注2以外の実施設計。
 注4:設計競技方式については上図によらないものとする。
 注5:上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

P47

平成22年9月24日
 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
 (平成22年度 第1回)

資料6

技術者評価について(案)

調査・設計業務における技術者に求められる要件

管理・照査技術者に求められる要件

- ✓ 受託予定業務に関する高度な専門知識、経験を有するとともに、業務の適正な執行を監理し、契約期間内に求められる成果品を納入できる者

担当技術者に求められる要件

- ✓ 受託予定業務のうち、重要な業務内容に関する高度な専門的知識、経験を有するとともに、当該業務の適正な執行を行える者

P49

技術者としてふさわしい技術者資格の要件

基本条件	具体的な条件
①受験資格が一般に開放されていること	・特定団体への所属、地縁・血縁等、経験以外の条件が付されていないこと
②資格審査が公平、透明性が確保されていること	・公平、透明性のある審査基準を有すること ・評価者の選定が特定団体、地縁・血縁等に偏らず、公平、透明性のある選定となっていること
③審査内容が委託予定業務に必要な基礎的学識、専門的知識、経験等を評価するものであること	・基礎的学識、専門的知識、経験等を問う試験(筆記試験又は面接試験の何れか)を行うこと
④継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること。	・CPD教育課程等を定めていること。
⑤有資格者に技術者倫理等を求めるものであること	・有資格者に対して倫理要綱に従って行動すること等を求めるものであること。



上記の条件を満たす資格 (これまで活用してきた技術者資格を再評価)

技術士(委託予定業務に必要な部門)、RCCM(委託予定業務に必要な部門)、地質調査技士(地質調査業務に限る)、土木学会認定技術者(特別上級・上級・1級)(土木関係分野において設定)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕において設定)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕において設定)

※ 博士(工学)の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に限る。

P50

管理・照査技術者

条件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等の試験や義務付け、継続研鑽を実施していること 〔ただし、高度な業務監理能力、経験が必要な場合には、技術士(総合監理部門)の資格を優位に評価する。〕	【技術士と同等の資格要件】 1) 基礎的学識、社会的知識に関する試験によるもの 2) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの ※上記試験は筆記試験及び面接試験。ただし、1)、2)の両方ともに筆記試験及び面接試験を行う必要はない 3) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること 4) 信用失墜行為の禁止、秘密保持、公益確保、名称表示、その他倫理に関する事項について義務付けが明確であること 【具体的に該当する資格】 技術士	優 ◎
②委託予定業務に必要な分野について、技術士に準じる試験や継続研鑽を実施していること	【技術士に準じる資格要件】 1) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの ※上記試験は筆記試験又は面接試験の何れかにより担保。 2) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること (倫理要綱等に従って行動することを求めていること) 【具体的に該当する資格】 RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等	良 ○
③上記以外は評価しない		【加点評価しない】 -

担当技術者

条件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等又は準じる試験や継続研鑽を実施していること	【具体的に該当する資格】 技術士、RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等	良 ○
②上記以外は評価しない		【加点評価しない】 -

P51

【参考】 主な技術者資格の比較

	管理技術者としてふさわしい技術者資格の要件					評価(案)		有資格者数(人)
	①受験資格が一般に開放されていること	②資格審査が公平、透明性が確保されていること	③審査内容が委託予定業務に必要な基礎的学識、専門的知識、経験等を評価するものであること	④継続研鑽を義務付け又は努力規定を設けていること	⑤有資格者に技術者倫理等を求めるものであること	管理技術者 ◎優 ○良	担当技術者 ○良	
技術士(委託予定業務に必要な部門)	○	○	○ 択一(1次)、筆記、論文、面接	○	◎ 技術士法で信用失墜行為の禁止等を規定	◎	○	36,202 (建設部門) (H21.12)
RCCM(委託予定業務に必要な部門)	○	○	○ 択一、筆記、論文	○ 4年毎更新、CPD	-	○	○	25,563 (H22.3)
土木学会認定技術者(特別上級)	○	○	○ 「上級資格」+面接	○ 5年毎更新、CPD	○	○	○	813 (H22.4)
土木学会認定技術者(上級)	○	○	○ 論文、面接、(筆記)	○ 5年毎更新、CPD	○	○	○	641 (H22.4)
土木学会認定技術者(1級)	○	○	○ 筆記or面接、論文	○ 5年毎更新、CPD	○	○	○	436 (H22.4)
地質調査技士	○	○	○ 択一、筆記、論文、面接	○ 5年毎更新、講習	-	○	○	13,616 (H21現在)
コンクリート診断士	○	○	○ 筆記	○ 4年毎更新、研修	-	○	○	7,460 (H22.4)
土木鋼構造診断士	○	○	○ 択一、筆記、論文	○ 4年毎更新、講習	-	○	○	342 (H21現在)

※ 国土交通省調べ

P52

➤ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要な資格を設定することとする。

その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。

➤ 若い技術者が研鑽を積み、更に上位の技術者として活躍できるように、担当技術者による実績、成績等が当該技術者や照査技術者として活用できるようなシステム構築に努める。

➤ このほかの技術者資格については、当該資格の必要性を踏まえ、本要件や評価方法に照らして評価する。

P53

平成22年9月24日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第1回)

資料7

土木設計業務における 新たな積算手法について

新たな積算の現在の状況

○現在の取組状況の概要

- ・平成22年度の試行のための経費率を設定した。(α=35%、β=30%)
- ・見積により積算を行う業務及び歩掛のある2業務(道路詳細設計、河川標準護岸設計)において試行を開始
- ・4業務(道路予備設計(A)、平面交差点詳細設計、橋梁詳細設計(共通)、樋門詳細設計)において歩掛の調査を実施中

平成22年度以降の取組み案

これまでのスケジュール案では、全ての業務において歩掛の調査を行い、対象業務を拡大していくこととしていた。しかし、**歩掛の調査に必要な業務数を確保するためには、数年かかる工種が多くあること、また今までに先行して調査を行った業務において一定の傾向が把握できたことから、平成22年度中に「新たな積算手法における歩掛」を全ての業務において作成し、積算基準を改定する。**

○先行調査工種においては、以下の傾向が確認された。

- ・直接人件費は増加している。(技術経費率の程度に応じ、直人の増加割合がほぼ同様)
- ・α、β及び実態調査による直接人件費を用いて算出した総価は、現行の積算基準で算出した額と同等となる。

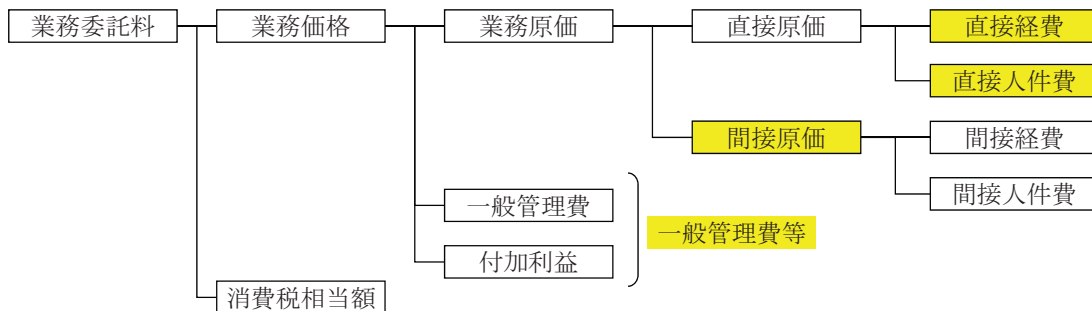
業務種別		H21d	H22d	H23d	H24d
設計業務	歩掛積算			← 前倒しで全面実施	
	見積積算				

青点線は当初スケジュール

P55

設計業務における新たな積算手法の概要

<新たな積算手法における業務委託料の構成>



設計業務における新たな積算手法

- ①直接人件費 : 技術者単価×人日により算定
- ②直接経費(積上計上) : 直接経費のうち、旅費交通費、電子成果品作成費などを積み上げ計上
- ③直接経費(積上計上除く)及び間接原価 : $③ = ① \times \alpha / (1 - \alpha)$
α: 原価(直接経費(積上計上)を除く)に占める其他経費の割合
- ④一般管理費等 : $④ = (① + ② + ③) \times \beta / (1 - \beta)$
β: 業務価格に占める一般管理費等の割合



P56

●現行積算の費目構成

<現行の積算手法>

直接人件費及び直接経費を積上げ計上し、諸経費(直接人件費の120%)と技術経費(技術的難易度に応じて設定)を加える。



●新たな積算手法で用いる費目構成



総価(予定価格)は、ほぼ同じ

新しい歩掛を現在の歩掛と比較すると
道路詳細は1.18倍
河川護岸は1.14倍

総価を現在の積算基準で算出したものと比較すると、
道路詳細はほぼ同じ
河川護岸は約98%

<ポイント>
○技術経費が各費目に振り替わっている
○総価はほぼ同じ

調査を行っていない歩掛の設定方法案

○調査を行っていない歩掛について、先行調査工種と傾向が変わらないものとして、新たな歩掛を以下の通り設定する。

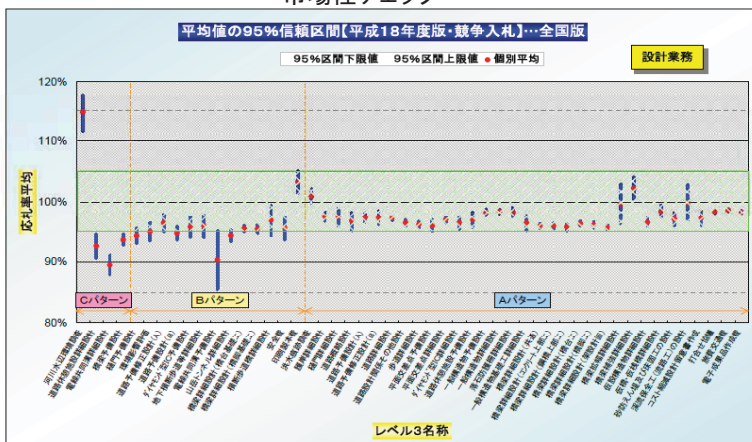
・「総価」から「経費率」($\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 30\%$)を用いて逆算することにより、新たな「歩掛」を設定する。

<新たな歩掛の設定>

- ・技術経費20%の業務：現歩掛の117%
- ・技術経費30%の業務：現歩掛の127%
- ・技術経費40%の業務：現歩掛の137%

○なお、当該業務の総価に妥当性があるかについては、国総研で行っている「市場性チェック」(応札率による確認)により確認しており、引き続き調査は継続する。

市場性チェック



市場性チェックにより

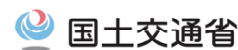
- ・Aパターンは乖離が軽微なもの
 - ・Bパターンは乖離があるもの
 - ・Cパターンは明らかに乖離があるもの
- これまで、3年間にCパターンであったものについて歩掛調査を実施

⇒今後は、低入札傾向での「市場性チェック」のやり方について検討しつつ、乖離が大きい業務から順次歩掛調査を行う。

設計成果の品質向上対策について



設計成果の品質向上対策について



背景・目的

近年、設計ミスの発生など設計業務の品質低下が指摘されているところであり、新たな品質向上対策を検討する必要がある。

土工協が建設現場に実施したアンケート結果では、国土交通省発注工事で設計業務の成果に「設計の不具合」が発生したのは51%となっている。

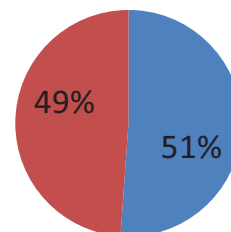
<アンケートの概要>

- ・対象工事：公示価格5億円以上の公共土木工事
- ・期間：平成19年4月から平成20年9月
- ・工事発注機関：国土交通省、内閣府、高速道路会社、機構・事業団、地方公共団体
- ・回答件数：431件(うち、国土交通省及び内閣府で133件)

設計の不具合の有無

(国土交通省・内閣府発注工事133件)

■ 不具合があった ■ 不具合がなかった



(社)日本土木工業協会提供資料より作成

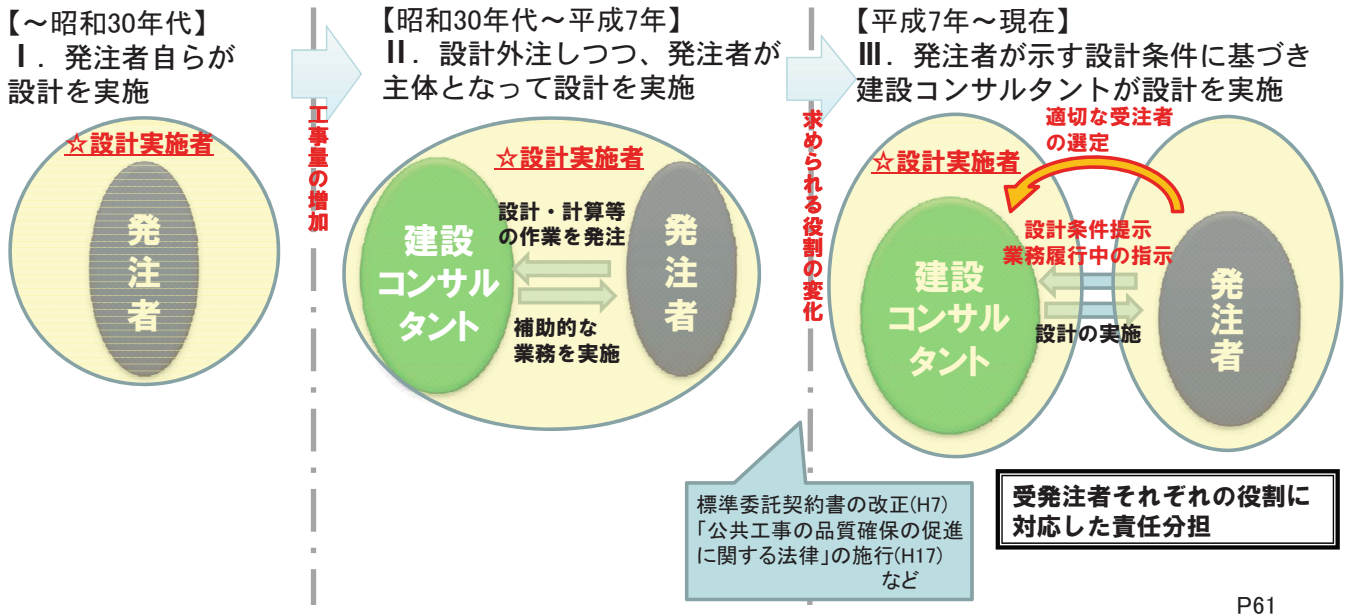
【検討の方向性】

設計の不具合が発生する原因は様々あるが、品質確保にかかわる責任が曖昧なことが設計業務の品質低下を招いた一因であると考えられる。そのため、**受発注者の責任分担を明確にし、各々の責任を適切に果たすことで、設計成果の品質向上に取り組む。**

従前の発注者が自ら設計を実施していた体制から、徐々に建設コンサルタントの役割が拡大し、建設コンサルタントが設計実施者として設計を行う体制へと変化している。
一方、発注者は適切な受注者の選定、的確な設計条件の明示を主体とした業務が重要となっている。



現在、適切な受注者を選定する環境が整ったところであり、**発注者・受注者が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を適切に果たすことで、品質向上に取り組む必要がある**



土木設計業務等委託契約書の改正(H7.6.30)

改正の背景

- ・ 契約書に原則として規定すべき瑕疵担保責任、解除権行使等の発注者と受注者の権利義務関係が必ずしも明確に記述されていないといった問題があり、中央建設業審議会での透明性・客観性を高める必要性が建議された

改正の趣旨

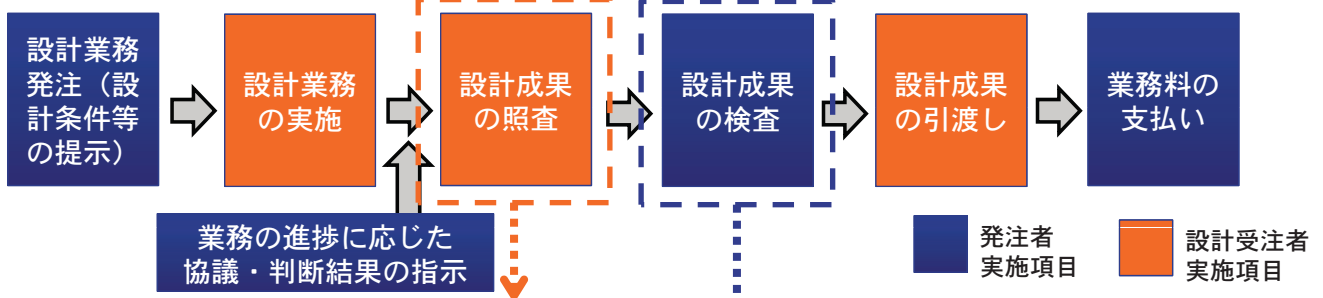
- ・ 以下の観点から、受注者は「**自主施行の原則**」のもと施行方法等を決定すること
 - > 直接の業務に必要な技術情報や経験を蓄積しているのは建設コンサルタントである
 - > 建設コンサルタントに施行方法等の選択を任せの方がより効率的、合理的な選択が行われうる場合も少なくない
 - > 建設コンサルタントに選択を任せることによって民間技術力の開発・進歩を促進することになる
- ・ 業務成果物を発注者の期待通り完成して引き渡すことが受注者の本来の責務であること

主な改正点

- ・ **自主施行の原則に基づく規定**：「乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする」とし、自主施行の原則を明確化
- ・ **瑕疵担保責任の規定**：受注者の瑕疵担保責任を明確化するとともに瑕疵担保期間を設定
- ・ **照査技術者の規定**：照査技術者を定めることを規定(照査を受注者の役割として明確化)

➡ **建設コンサルタントの自主性と責任を明文化**

標準的な設計業務実施フロー



照査（「詳細設計照査要領」より）

受注者が設計業務の完了までに行う、発注条件、設計の考え方、構造細目等のチェック及び検算 ⇒ **設計業務成果の技術的な品質を確認する行為**

検査（「会計法」より）

第29条の11 ②契約担当官等は、...（中略）受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。⇒ **契約上の業務内容を全て履行しているか否かを確認する行為**

➡ 現行の契約書や業務実施方法の実態に即した照査・検査のあり方の検討が必要

P63

今後の検討予定

今後、受発注者及び第3者の意見を聴きながら、以下の項目を検討

- ① 設計業務の履行の実態を踏まえての受発注者の役割・責任分担の考え方
- ② 受発注者の責任分担を踏まえての、業務の品質確保を向上させるためのシステム（照査・検査のあり方を含む）

P64

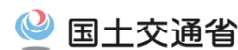
履行確実性評価の実施状況について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

P65

履行確実性評価について



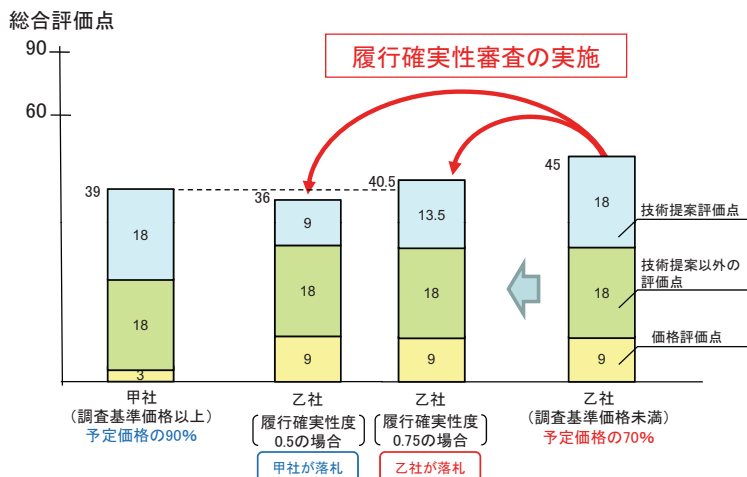
【総合評価点の算出方法】

○ 総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

- 価格評価点と技術評価点の配分=1:1~1:3
- 技術評価点 = 60点
- 価格評価点 = 20~60 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

技術提案以外の評価点
 +
 技術提案評価点 × (履行確実性度)

履行確実性評価の実施(1:2の場合)



【履行確実性の審査】

(審査の観点)

- ① 業務内容に応じた必要経費の計上
- ② 配置予定技術者に対する適正な支払の計上
- ③ 品質管理体制の確保
- ④ 再委託がある場合は適正な支払いの確認

(評価方法)

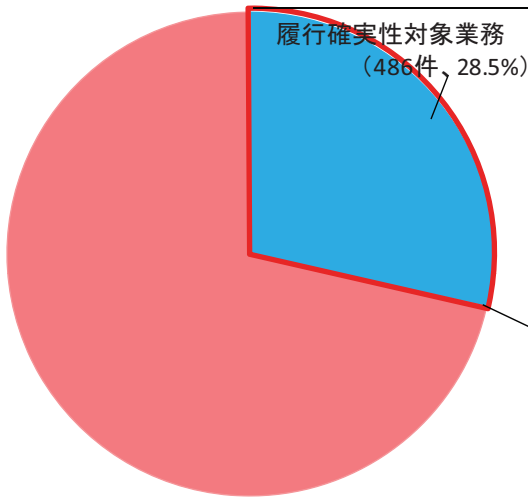
- ①~④を各々審査した上で5段階(1.0~0、0.25刻み)で総合的に評価

【留意事項】

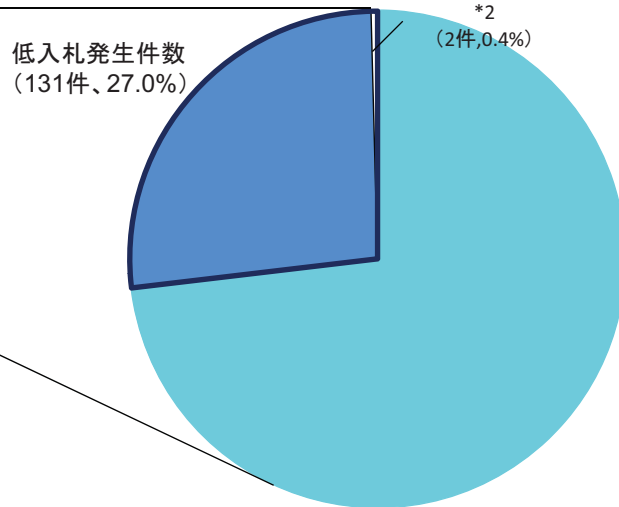
- 具体的な評価テーマに係る技術提案を求めることによる総合的な品質の確保対策の実施

P66

総合評価方式による発注件数
(1707件)*1



1月末までに契約済み業務
(486件)



*1: 履行確実性評価適用日から平成23年1月末までに契約した業務

**2: 2件は、複数の入札があったが、落札者以外が無効(資料提出辞退)となったため、低入札者との契約となったもの

【参考】

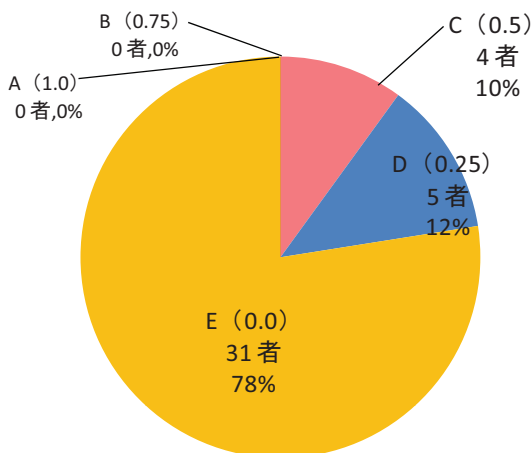
低入札者との契約率19.1% (H21)
28.1% (H22. 4-12)

〔 8地方整備局で契約した建設コンサルタント業務等(測量、土木コンサル、地質調査。港湾空港関係業務を除く)のうち、予定価格1,000万円以上の業務が対象。北海道開発局を含む。ただし、随意契約(プロポーザル方式を含む)を除く。平成22年度は速報値。 〕

P67

履行確実性度評価状況

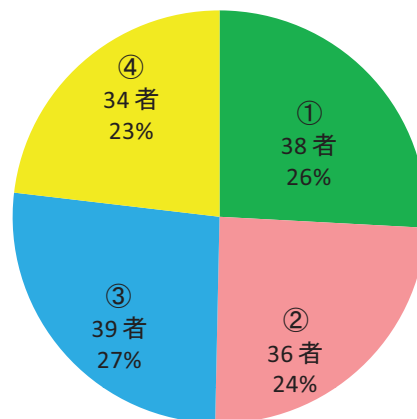
[履行確実性度別]



履行確実性度	該当者数
A(1.0)	0
B(0.75)	0
C(0.5)	4
D(0.25)	5
E(0.0)	31

履行確実性度評価状況

[審査項目別]



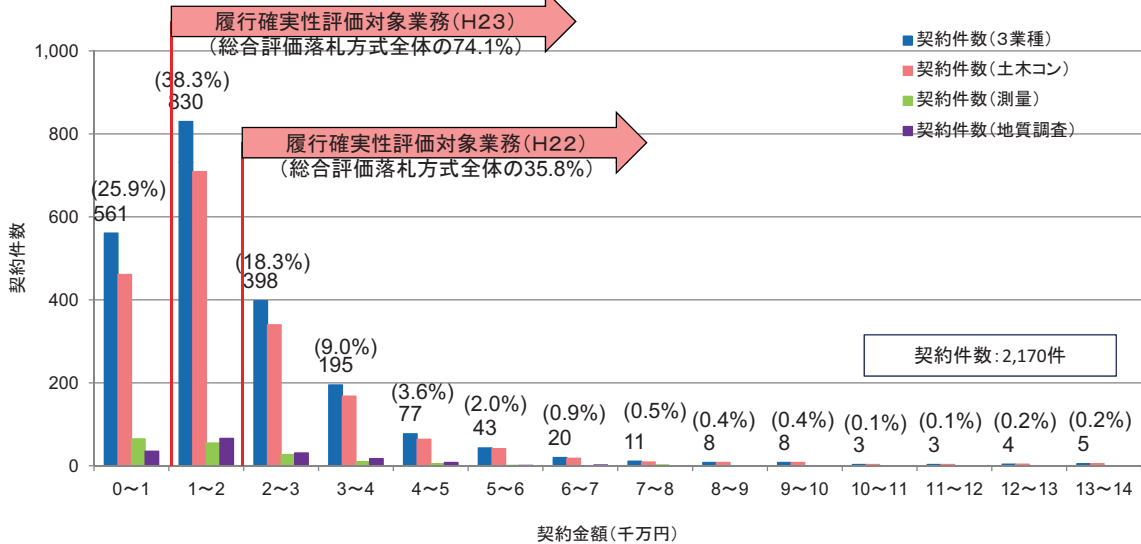
審査項目	×の該当者数
①業務内容に応じた必要経費の計上	38
②配置予定技術者に対する適正な支払の計上	36
③品質管理体制の確保	39
④再委託がある場合は適正な支払いの確認	34

注: 履行確実性評価適用日から平成23年1月末までに契約を行った業務のうち、履行確実性審査を実施した業者(40者)についての内訳

P68

平成23年度より履行確実性評価の対象業務を予定価格が2,000万円を超えるものから、1,000万円を超えるものに拡大する。(対象業務35.8%⇒74.1%)

(業務)平成22年度(4月～12月) 総合評価落札方式における
契約件数分布(3業種)



※ 8地整+北海道における建設コンサルタント業務(土木コンサル、測量、地質調査)が対象
※ 発注者支援業務除く

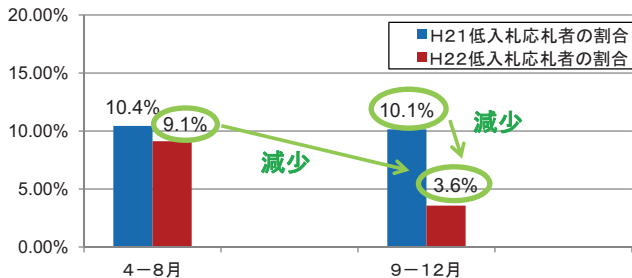
P69

履行確実性評価の審査の効果

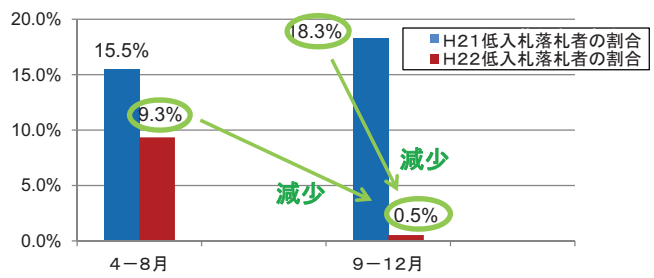
予定価格2,000万円以上の業務

概ねの整備局において履行確実性評価が実施された9月以降(～12月末)契約業務における低入札状況をみると、履行確実性評価を導入した2,000万円以上の業務では、昨年度同時期(H21年9-12月)及び今年度導入前(H22年4-8月)に比して、「低入札応札者数の割合」及び「低入札落札者数の割合」はいずれも大きく減少している。

【低入札応札者の割合】



【低入札落札者の割合】



H21,22総合評価落札方式における低入札の動向

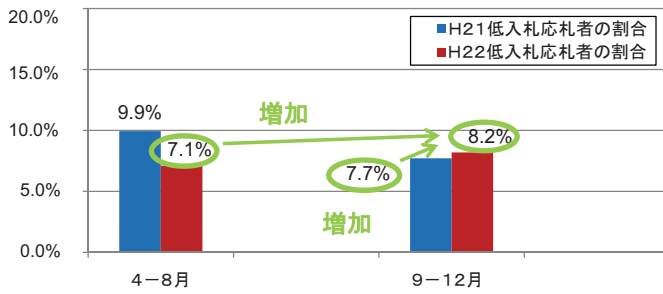
	4～8月の低入札応札・落札動向の比較		9～12月の低入札応札・落札動向の比較	
	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年
全応札件数	2,846	4,848	3,234	3,141
低入札応札件数	297	442	328	112
低入札応札件数の割合	10.4%	9.1%	10.1%	3.6%
全落札件数	368	856	465	375
低入札落札件数	57	80	85	2
低入札落札件数の割合	15.5%	9.3%	18.3%	0.5%

※北海道開発局及び8地方整備局(沖縄総合事務局を除く)において実施した土木関係コンサルタント業務(発注者支援業務を除く)のうち、予定価格2,000万円以上の業務が対象。

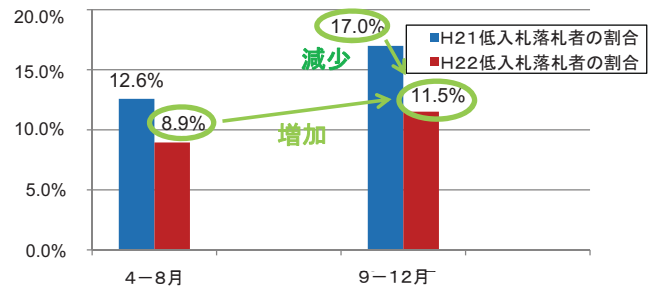
※H22.4.27に「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」の通達を発出

P70

【低入札応札者の割合】



【低入札落札者の割合】



H21,22総合評価落札方式における低入札の動向

	4～8月の低入札応札・落札動向の比較		9～12月の低入札応札・落札動向の比較	
	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年
全応札件数	1,167	2,335	1,154	2,173
低入札応札件数	116	166	89	178
低入札応札件数の割合	9.9%	7.1%	7.7%	8.2%
全落札件数	151	369	206	304
低入札落札件数	19	33	35	35
低入札落札件数の割合	12.6%	8.9%	17.0%	11.5%

※北海道開発局及び8 地方整備局（沖縄総合事務局を除く）において実施した土木関係コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）のうち、予定価格1,000～2,000万円の業務が対象。

※ただし、予定価格1,000万円以上の業務において既に履行確実性評価を導入している中国地方整備局のデータを除く。

P71

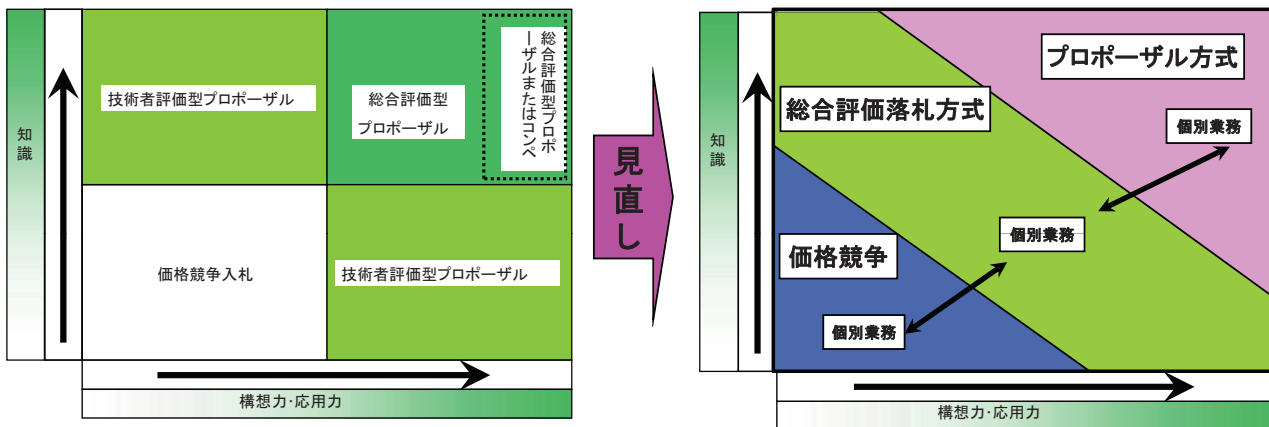
平成23年3月7日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第2回)

資料2

標準的な発注方式事例の フォローアップについて(案)

業務分類(4象限図)の見直しについて

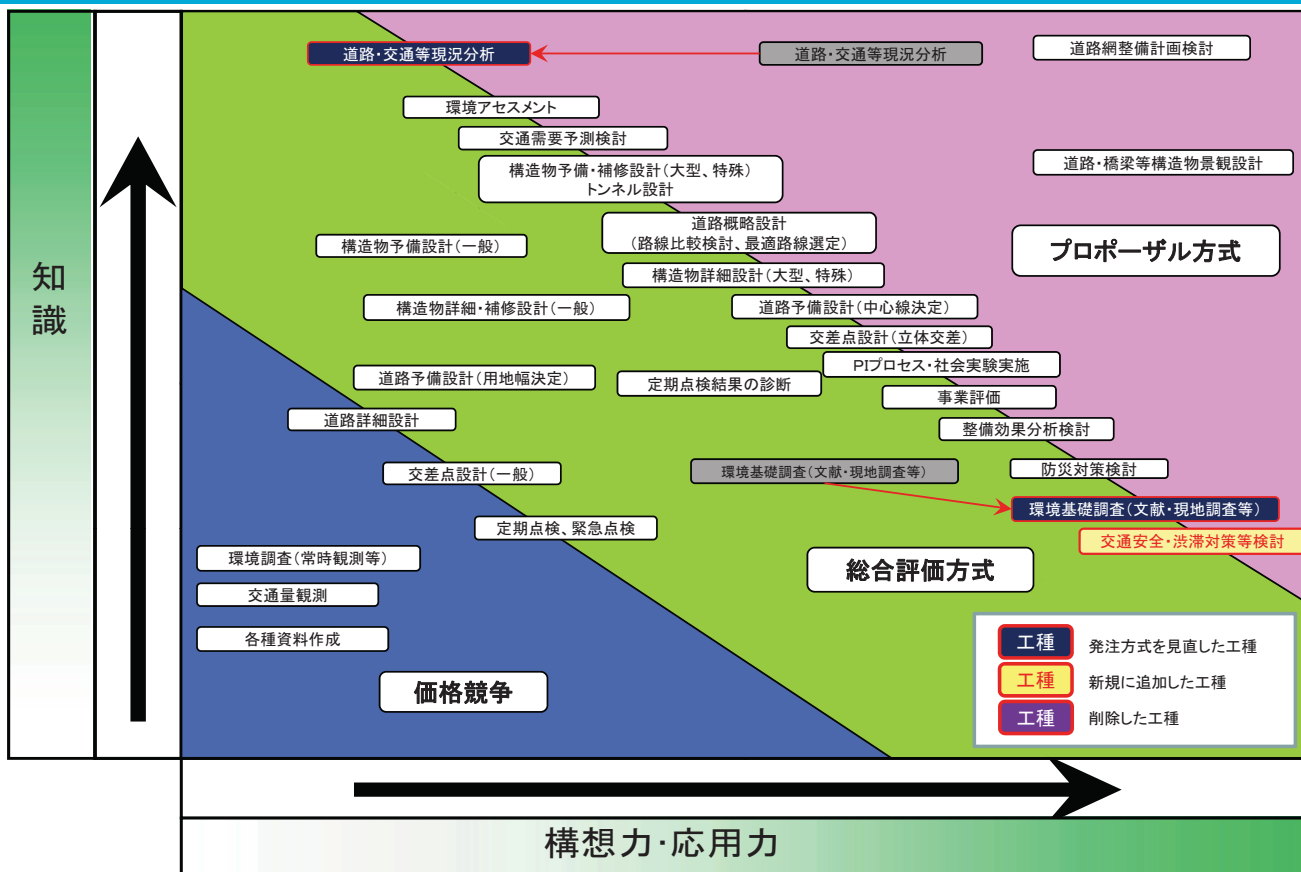
- ・ 現行の業務分類図は、価格競争とプロポーザル方式の分類について整理されたもの
- ・ 総合評価落札方式が平成20年度より本格導入されたことから、業務分類図についても見直しが必要。平成21年度第2回懇談会に具体的な分類について案を提示。

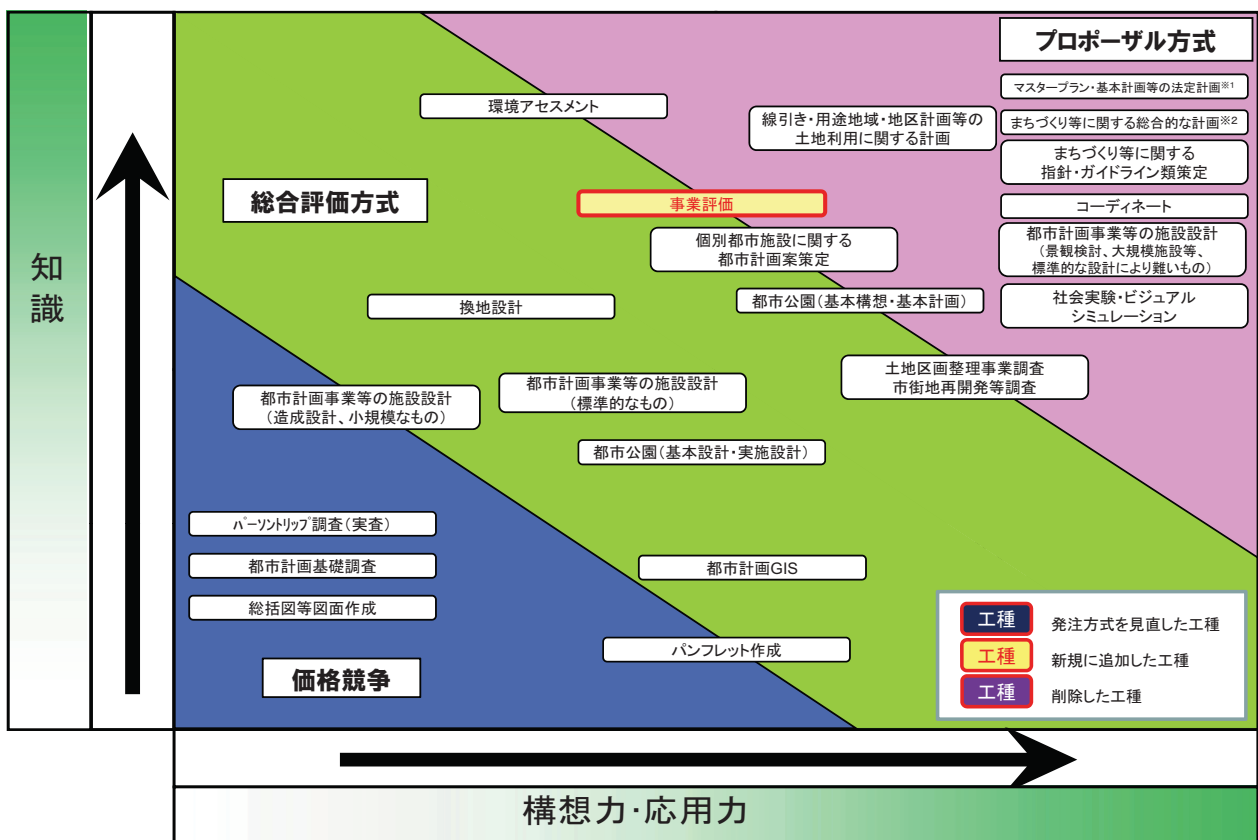
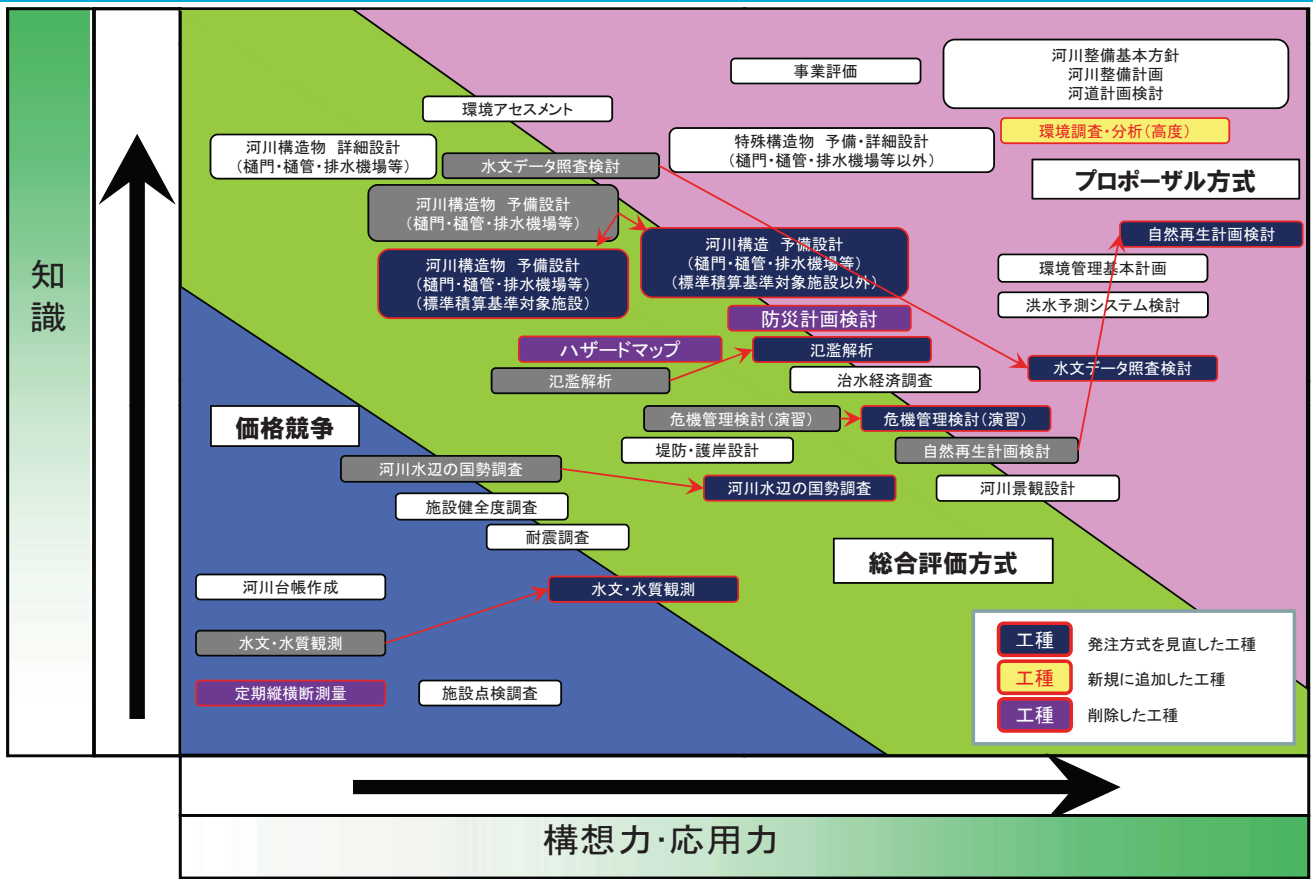


- ・ 道路、河川、都市、下水道、地質調査、測量の各分野について整理を実施。平成22年度業務から適用
- ・ 建築については、平成22年度第1回懇談会に案を提示し、平成23年度業務から適用

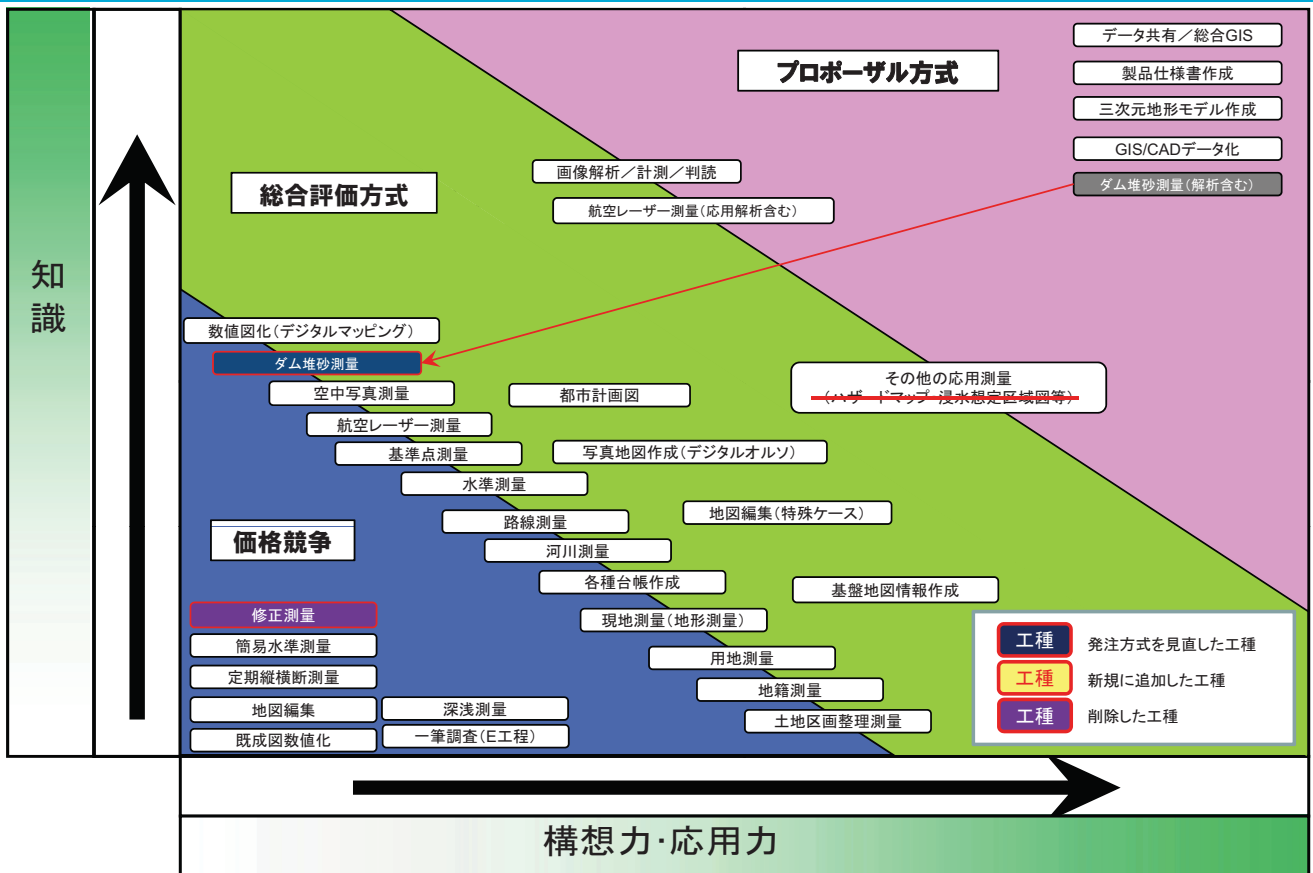
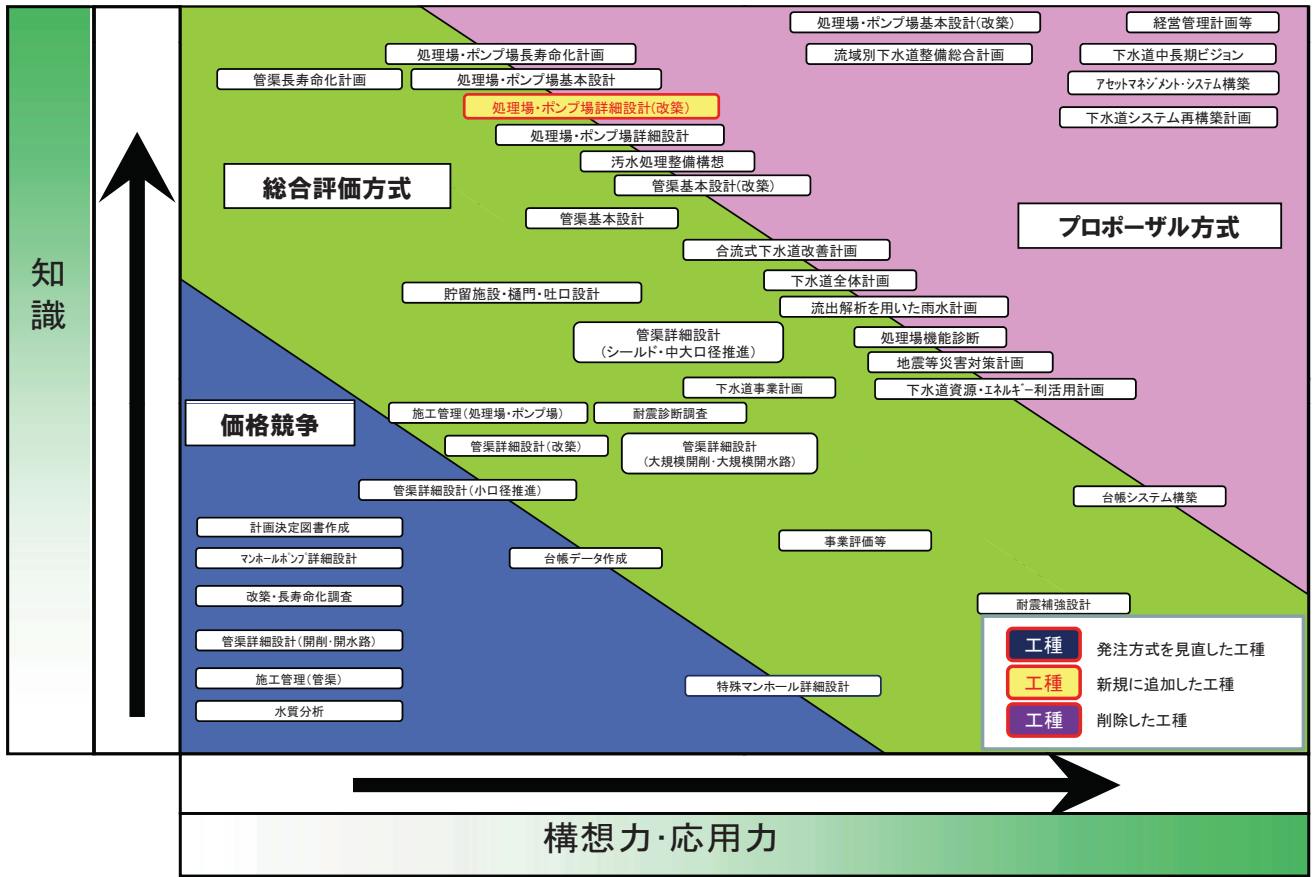
➢平成22年度の適用を踏まえ、地整等に意見照会を実施。
➢意見を踏まえ、改定案を作成(道路、河川、都市、下水道、地質調査、測量)

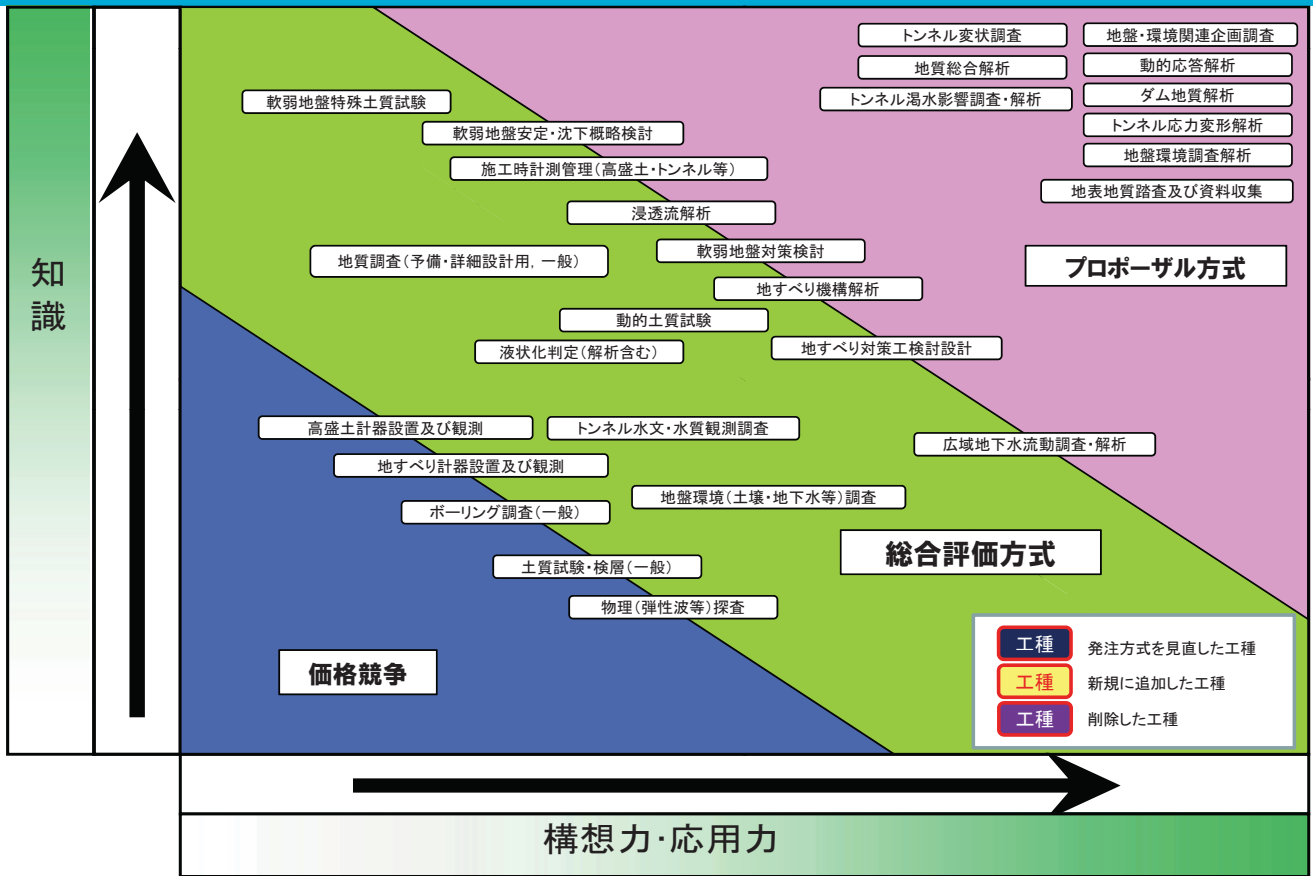
標準的な業務内容に応じた発注方式例 (道路事業)





※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)、防災等に関する基本的な計画 等





P79

平成23年3月7日
 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
 (平成22年度 第2回)

資料3

設計共同体の評価方法の試行について

平成22年3月16日
懇談会資料を基に作成

1 業務の複雑化、重層化による品質確保体制の確立

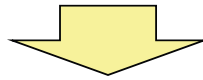
- ・自然環境調査の多様化、PI導入によるコミュニケーション技術の導入等、従来の調査・設計業務の高度化や上流・下流を通じた対応が必要。

2 公益法人業務における民間への技術移転

- ・従来、公益法人がもっていた専門技術・ノウハウを民間企業へ技術移転することにより、競争環境を充実させることが必要。

3 不透明な契約の改善と支払いの明確化

- ・再委託の上限を設定したが、業界団体より受注者側の裁量の範囲を狭めるものとの意見があり、透明性を確保する手続き手法として検討する必要あり。



平成21年度：総合評価落札方式においても設計共同体の活用ができるように措置。
平成22年度：従来別々で発注していたもののうち、一括して発注可能となった設計共同体の適切な評価方法等を検証するための試行を実施し、適用状況を検証する。

P81

共同設計方式の評価方法に関する試行の実施状況

同業種設計共同体の試行対象案件は3件、異業種設計共同体の試行対象案件は10件を実施し、そのうち設計共同体が受注した件数はそれぞれ1件、5件となった。

同業種試行状況			異業種試行状況		
試行件数	うち共同体参加	うち共同体落札	試行件数	うち共同体参加	うち共同体落札
3	3	1	10	8	5

※は設計共同体が受注したもの

区分	業務名	A社		B社	
		分担業務	分担割合	分担業務	分担割合
同業種	平成22・23年度八箇峠道路及び八十里越環境調査・保全対策検討業務	評価分析		現地調査	
同業種	平成22～23年度 横瀬川ダム生態系モニタリング調査業務委託	評価分析		現地調査	
同業種※	平成22～23年度 山鳥坂ダム動植物保全対策検討業務委託	評価分析	29.2%	現地調査	70.8%
異業種	夕張川江別築堤施工計画検討外業務	予備設計		地質調査	
異業種	釧路川地震津波対策検討業務	予備設計		地質調査	
異業種	平成22年度 沢口沢砂防堰堤設計及び地質調査業務	詳細設計		地質調査	
異業種	大野油坂道路大野東IC橋梁予備設計他業務	予備設計		地質調査	
異業種	平成22年度 ウルシ谷砂防堰堤測量設計業務委託	詳細設計		地質調査	
異業種※	国道9号中尾横断歩道橋設計業務	詳細設計	88.8%	地質調査	11.2%
異業種※	広島西部山系上温品地区砂防堰堤予備設計その2業務	予備設計	60.7%	地質調査	39.3%
異業種※	天神川水門実施設計外業務	予備設計及び詳細設計	71.4%	現地調査	28.6%
異業種※	殿ダム試験湛水評価他業務	分析評価	70.0%	測量	30.0%
異業種※	平成22年度 井野川第2堰堤測量設計業務委託	設計業務	72.2%	地質調査	27.8%

P82

<試行業務の概要>

業務名	天神川水門実施設計外業務	
分担業務	[土木関係建設コンサルタント業務] 水門詳細設計	[地質調査業務] 水門の詳細設計に必要な地質調査
技術提案を求めるテーマ	(特定テーマ1)周辺環境・景観に配慮した設計における留意点について	(特定テーマ2)水門設計にあたって必要となる土質調査及び設計への反映方法について

<評価項目の設定状況(特定時):落札者の評価>

実施内容	技術者				実施方針	特定テーマ		
	資格要件	同種類似業務の実績	成績	表彰		全体	特定テーマ1	特定テーマ2
詳細設計を行う者	技術士資格(河川関連分野)他	水門詳細設計等の実績	河川、砂防等の業務平均点を評価	設計業務における表彰他	業務理解度、実施手順等を評価	特定テーマ間の整合性を評価	的確性、実現性を評価	-
地質調査を行う者	技術士資格(土質関連部門)他	上記に関する地質調査の実績	土質、地質部門業務平均点を評価	地質業務における表彰実績他			-	的確性、実現性を評価

※技術評価点を算出するための評価点は、詳細設計を行う者、地質調査を行う者、両者の評価項目毎の点数を単純平均することにより算出

<落札者の評価結果>

実施内容	技術者				実施方針	特定テーマ			合計
	資格要件	同種類似業務の実績	成績	表彰		全体	特定テーマ1	特定テーマ2	
詳細設計を行う者	5	9	15	0	34	1.6	31.2	-	
地質調査を行う者	5	15	15	0			-	24	
総合	5	12	15	0	34	1.6	31.2	24	122.8

P83

メリット

- ・従来別途発注を行っていた業務を1業務化することにより、**業務の効率化**が図られる。【3地整】
(分担業務毎の連携、管理技術者、主任技術者への連絡、入札手続など)
- ・それぞれの作業分野に業務実績を有する企業・技術者が配置されるため、求める**成果のさらなる品質向上**が図られる。【1地整】
- ・再委託等による**元請・下請の契約が改善**される。【1地整】
- ・各作業分担が明確となるため、**現地条件の変更等にも柔軟な契約**ができるとともに、**透明性の高い契約内容**となる。【1地整】
- ・地質調査企業に地域要件を付すことにより、**地元の地質調査企業の活用**が図られた。【1地整】

デメリット

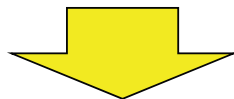
- ・業務毎のJV公示・認定手続きに係る**事務の増加**【2地整】
- ・異業種の**混合業務は総合コンサルが有利**となり、**地質・測量コンの受注機会減少**に繋がる。【1地整】
- ・管理技術者、担当技術者とも、自分の所掌の業務のことしか詳しく分からないので、表向き管理技術者は1人でも、業務ごとにそれぞれ管理技術者又は担当技術者に指示を出さなければならず、**あまり効率的になっただとは思えない**。【1地整】
- ・大手の設計会社と地元の地質会社のJVは、**形の上では対等でも、実質的に大手主導で業務が進められ、地元の地質会社にメリットがない**。(地質のみ別発注で単独受注を希望)【1地整】



P84

今後の対応方針

評価方法の試行についてはメリット・デメリット双方の意見があること、試行件数が少ないこと等から引き続き試行を継続し、分析・評価する。



課題

- **業務成果の品質向上** (別々の発注案件や単体企業受注案件との比較等)
- **設計共同体の構成** (特定JV、経常JV、その他構成等)
- **中小コンサルタントの活用** (地域要件、地域貢献度等の適正な評価方法等)
- **事務手続きの効率化** (設計共同体の認定方法、手続きの簡素化、技術評価方法の効率化等)

P85

平成23年3月7日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第2回)

資料4

実施手順見直しによる 業務の効率化・簡素化について (技術提案書提出者数の限定化)

(1) 時間、コスト、手間の削減効果について

- ・ 技術提案書作成等の手間の負担は軽減されるが企業によっては受注機会の減少が懸念される【建コン協・全測連・全地連】
 - ・ 絞込みにより指名機会が減少し、業者の寡占化につながる懸念がある【全測連・全地連】
 - ・ 効果は概ね期待できると思うが、基礎点で僅差や低得点の場合は5者に限定すべきでない【全測連・全地連】
- (2) 6位以下の逆転の可能性が無くなることについて
- ・ 評価項目、配点の重み付けの統一など公平性を保ちつつ選定する仕組みを構築する必要あり【建コン協・全地連】
 - ・ 実績豊富な大手企業と比べて中小企業にとっては不利になるため、公正な制度とは言えない【全測連】
 - ・ 優れた技術力が報われなければ企業の研鑽意欲や技術力の低下につながることを危惧する【全測連】
- (3) 5者絞込の導入の是非について
- ・ 受注機会と公平性が保たれる制度とすべき。5者絞込は中小企業にとって受注機会の喪失を意味するため導入に反対【建コン協・全測連】
 - ・ 定型的な業務、通常業務には導入すべきであるが、特殊性が高い場合は絞込む必要はない【全地連】
 - ・ 絞込み自体は許容できるが、公平な技術評価を図るうえで指名数を5者に限定すべきではない【全測連】
 - ・ 比率1：1は10者、1：2は7者、1：3は5者絞り込みとする。また意欲のある企業の参加企業を確保出来るような仕組み（21世紀枠）を導入する【建コン協】
- ※青字は肯定的意見、赤字は否定的意見を示す。

分析

- 効果については応札者は効果がないとの回答が多く、発注者は効果があるとの回答が多い結果となり、評価が分かれた。
- 業界団体ヒアリングにおける意見では、公平性が損なわれる、受注機会の減少、業者の寡占化、企業の研鑽意欲低下、技術力の低下など殆ど否定的な評価となった。

今後の対応

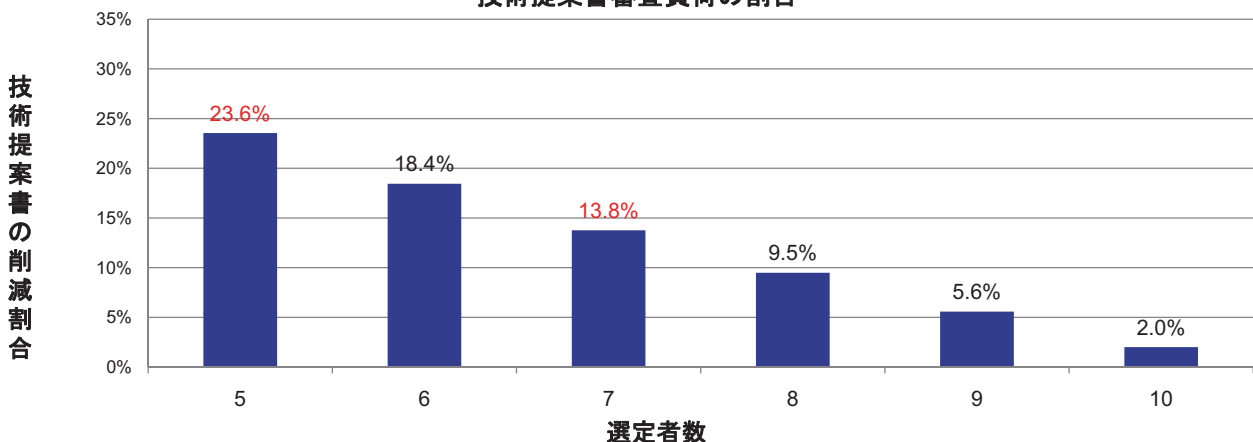
当面の間、現行通りの運用(指名競争で10者絞込み)とし、絞り込み者数について引き続き検討することとする。

P87

(1) 時間・コスト・手間の削減効果について

- ・ 技術提案書にかかる業務負荷は、受発注者ともに10者選定を5者選定とすることで約24%、7者選定とすることで約14%軽減される。

選定(絞り込み)を行った場合に現状より更に削減できる
技術提案書審査負荷の割合



※対象は、平成21年度総合評価落札方式3、405件(北海道開発局及び8地方整備局において実施した土木、測量、地質、建築、補償業務、以下同じ)のうち、指名競争により入札を実施したもの(1,247件)

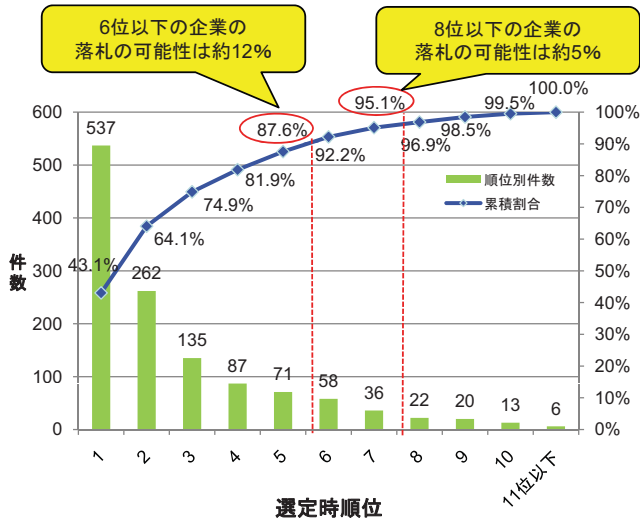
※技術提案書の審査負荷の削減割合 = $\frac{\text{選定業者数の絞り込みを行った場合に審査が不要となる技術提案書数}}{\text{対象業務(1,247件)における審査対象技術提案書数}}$

P88

(2)選定時順位が6位(8位)以下の企業の落札状況

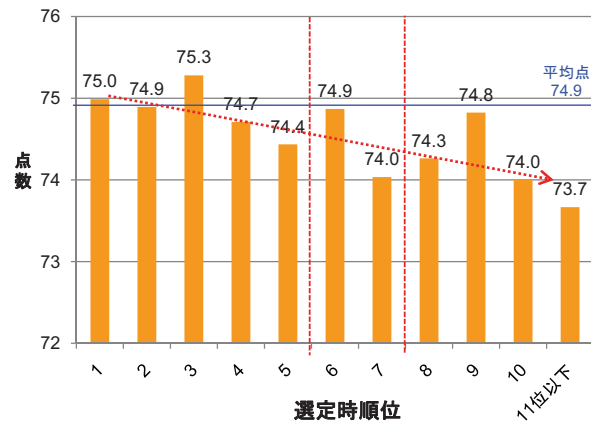
- ・選定時の絞り込み者数を5者にすると実際の落札者の約88%は変わらず、7者にすると約95%は変わらない。
(選定時順位が6位以下の企業が落札する可能性は約12%、8位以下の企業が落札する可能性は約5%。)
- ・選定時の順位が低いと業務成績評定点は低下する傾向にある。

落札者の選定時の順位分布



【参考】

落札者の選定時の順位と業務成績評定点

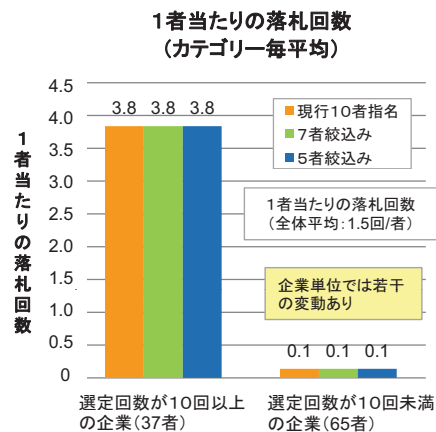
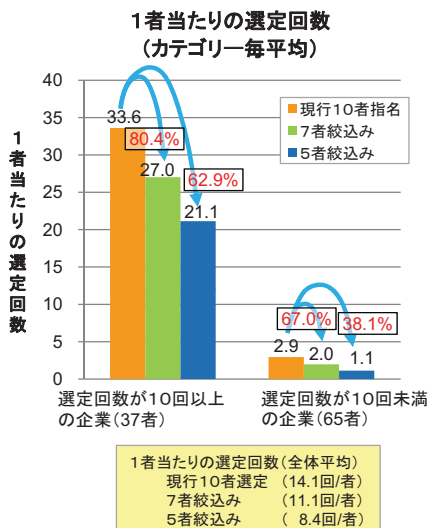


※対象は、平成21年度総合評価落札方式3,405件のうち、指名競争により入札を実施したもの(1,247件)

P89

(3)5者(7者)絞り込みによる選定回数への影響(シミュレーション)

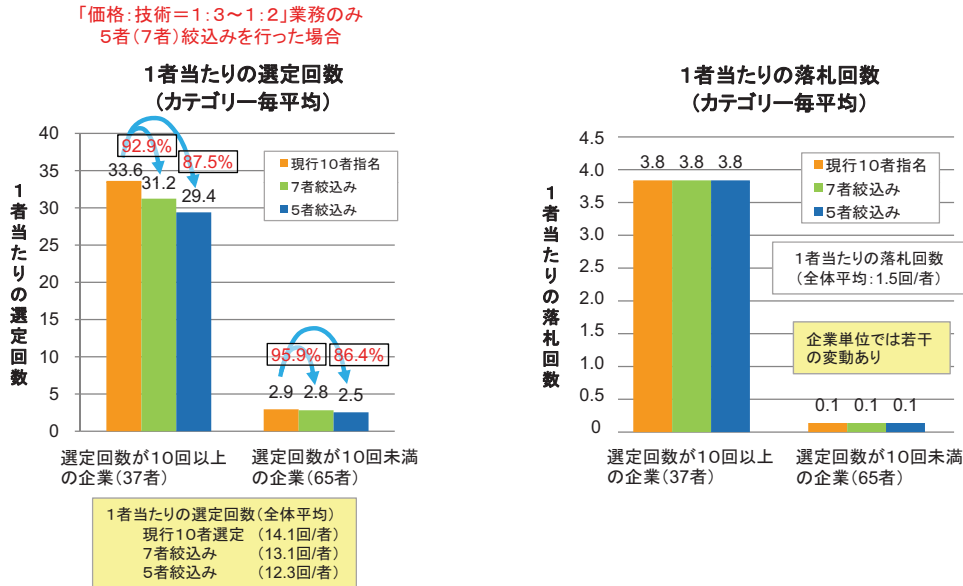
- ・1企業当たりの選定回数は、選定時の絞り込み数を少なくすると減少し、その影響は、現行の選定(ほぼ10者)回数の少ない企業ほど大きい。
- ・なお、選定企業1者当たりの落札回数への影響はほとんどない。



※対象は、平成21年度中国地方整備局発注の総合評価落札方式430件のうち、6者以上の参加表明のあった指名競争入札案件(151件、102企業)

P90

・絞込みを「価格:技術=1:3~1:2」業務に限定した場合、選定回数別の影響は大きくない。



※5者(7者)絞込みの対象を「価格:技術=1:3~1:2」業務(53件, 58企業)に限定した場合のシミュレーション結果
(母集団は前ページと同様。平成21年度中国地方整備局発注の総合評価落札方式データによる)

P91

今後の対応(技術提案書提出者数の限定化)

今後の対応

- 技術力の評価を重視する総合評価方式(1:3~1:2)において、指名競争における技術提案書提出者数は5~7者まで限定する試行を実施する。
 - 試行件数は、各地方整備局毎に1:3~1:2の件数の約1割を目安とし、その結果についてフォローアップを実施する。
- (なお、総合評価方式(1:1)については、新規参入者への配慮から、従来通り選定(10者まで)とする。)

同種・類似業務の標準的な取扱いについて



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

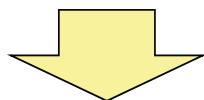
P93

同種・類似業務の標準的な取扱いについて



調査・設計業務の同種類別の取扱い

- 建設コンサルタント業務等における入札手続きの際、同種業務・類似業務の実績を、参加要件及び特定・入札段階の技術評価時に活用
⇒取扱いについて各発注地方整備局毎に差異が見られる



業務分野毎に、直轄業務を対象として個々の業務内容に応じた同種・類似業務の標準的な取扱いを整理し、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」に反映

P94

基本的な考え方

1. 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
2. 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
3. 発注する業務内容(重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等)から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。
4. 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、都道府県、政令市の実績も同等に評価する。(なお、市町村の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
5. 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行うものとする。
6. 別表は、あくまでも発注対象業務と実績として評価する業務の関係について概念を表にしたものであることを踏まえ目安として活用するものとする。

同種・類似業務の標準的な取扱い(イメージ図)

発注対象業務	実績として評価する業務	道路計画		環境調査		交通量調査		景観		道路設計				構造物設計				トンネル		防災		点検		資料作成				
		道路網整備計画検討	道路・交通等現況分析	交通需要予測検討	PIプロセス・社会実験実施	事業評価	整備効果分析検討	環境アセスメント	環境基礎調査(文庫・現地調査等)	環境調査(常時観測等)	交通量観測	道路・橋梁等構造物景観設計	道路概略設計(路線比較検討、最速路線選定)	道路予備設計(中心線決定)	交通安全・渋滞対策等検討	道路予備設計(用地幅決定)	道路詳細設計	交差点設計(一般)	構造物予備・補修設計(大型、特殊)	構造物予備設計(一般)	構造物詳細設計(大型、特殊)	構造物詳細・補修設計(一般)	交差点設計(立体交差)	トンネル設計	トンネル設計	防災対策検討	定期点検、緊急点検	定期点検結果の診断
道路計画	道路網整備計画検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
道路計画	道路・交通等現況分析	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
道路計画	交通需要予測検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
道路計画	PIプロセス・社会実験実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
道路計画	事業評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
道路計画	整備効果分析検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
環境調査	環境アセスメント	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
環境調査	環境基礎調査(文庫・現地調査等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
環境調査	環境調査(常時観測等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
交通量調査	交通量観測	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																			
景観	道路・橋梁等構造物景観設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計	道路概略設計(路線比較検討、最速路線選定)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計	道路予備設計(中心線決定)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計	交通安全・渋滞対策等検討									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計	道路予備設計(用地幅決定)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
道路設計	道路詳細設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	交差点設計(一般)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	構造物予備・補修設計(大型、特殊)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	構造物予備設計(一般)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	構造物詳細設計(大型、特殊)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	構造物詳細・補修設計(一般)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造物設計	交差点設計(立体交差)									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
トンネル	トンネル設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
トンネル	トンネル設計									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
防災	防災対策検討									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点検	定期点検、緊急点検									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点検	定期点検結果の診断									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
資料作成	各種資料作成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

イメージ図

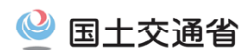
- ◎: 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価
- : 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価
- : 類似業務として評価

- 着色は、「建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例」の改定案における発注方式を示す。
- : プロポーザル方式
- : プロポーザル方式又は総合評価方式
- : 総合評価方式
- : 総合評価方式又は価格競争
- : 価格競争

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び 総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定の検討について



主なガイドラインの検討内容①



- 前回懇談会までの改定事項の反映及び評価の適正化等を図る観点から、以下に示す事項等に関して現行ガイドラインにおける記述を修正・追加することを検討。
- 今後、地方整備局及び業界団体等に意見照会を行った上でガイドライン案を作成し、次回懇談会に提示。

1. 技術者資格の追加(別添資料1参照)

- 技術力を有する技術者を適正に評価するために現行の技術士、RCCM等に追加して、土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】(土木関係分野に活用)、コンクリート診断士(コンクリート構造物の維持・修繕に活用)、土木鋼構造診断士(鋼構造物の維持・修繕に活用)を評価する。

2. 技術者の成績・表彰の適用年数の改定

- 技術者の成績・表彰の適用年数の適正化を図るために以下の改定を行う。

【現行】

業務成績	表彰
同種・類似業務を対象とし、過去2～3年(平均)	地方整備局発注業務を対象とし、過去10年

【改定案】

業務成績	表彰
同じ業務区分※の業務を対象とし、過去4年※※(平均)	同じ業務区分の地方整備局発注業務を対象とし、過去4年※※※

※同じ業務区分とは、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償
※※業務成績については、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの(最大8年)とする。

※※※表彰の評価の詳細については5に示す。

3. 担当技術者の実績等の活用

- 担当技術者が管理技術者としても活躍できるよう**担当技術者に対して付与された実績・成績（表彰）**については**予定管理技術者の評価対象**とする。

4. 企業の成績・表彰の適用年数の改定

- **企業の成績・表彰の適用年数の適正化を図る**ために以下の改定を行う。

【現行】

業務成績	表彰
一般競争参加資格の業種区分を対象とし、過去2～3年(平均)	地方整備局発注業務を対象とし、過去10年

【改定案】

業務成績	表彰
同じ業務区分※の業務を対象とし、 過去2年※※ (平均)	同じ業務区分 の地方整備局発注業務を対象とし、 過去2年※※※

※同じ業務区分とは、土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償
 ※※業務成績については、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの(最大4年)とする。

※※※表彰の評価の詳細については5に示す。

5. 表彰の評価に関する改定

- **プロポーザル方式の技術評価**においては、**他地整の表彰も当該地整の表彰と同等に評価**する。
- 総合評価方式の技術評価における**他地整の表彰と当該地整の表彰の評価方法**について検討する。
※各地整に共通する業務を代表地整が発注する場合の技術評価(総合評価方式による場合を含む)も同様
- **企業・技術者の表彰に対する評価の受注状況に応じた評価**について検討する。
- **プロポーザル方式の表彰制度の整合性**について検討する。

6. 地域精通度・貢献度等に関する改定(地域要件に関する改定)

- **価格競争方式**は、発注者が仕様を確定すれば、企業および技術者に対して技術者資格や実績等の一定の競争参加者資格を求めただけで品質確保が図られるものであることから、多くの競争参加者数が想定されるため、**競争参加資格として、地域要件等を適宜設定するものとする。**(ただし、十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)

【調達方式別の地域要件及び地域精通度の考え方】 ◎:適宜採用・評価する ○:必要に応じて採用・評価 ×:採用・評価しない

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (ただし、十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りではない)	(○) (指名競争入札を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある。)

注1) 地域要件: 一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度: 一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

注3) 指名競争入札を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無も含まれる

7. 同種・類似業務の標準的な取扱いについて

建設コンサルタント業務等における入札手続きの際、同種業務・類似業務の実績を、参加要件及び特定・入札段階の技術評価に活用しているが、取扱について発注機関毎に差異が見られることから、業務分野毎に、個々の業務内容に応じた同種・類似業務の標準的な取扱いを検討する。(資料5)

8. その他

- プロポーザル方式の技術者評価型においては、標準的な発注方式事例の見直しに併せて削除する。
- 土木関係コンサルタント業務等の場合のプロポーザル方式の選定の考え方に「予定価格の算出に当たって標準的な歩掛がなく、その過半を見積もりを活用する」を明記する。
- 設計共同体の活用として、「原則として設計共同体の参加可能とする」及び「異業種JVも参加可能とする」旨、明記する。
- その他、現行ガイドラインの原文についてもわかりやすい構成、表現ぶり等についても検討する。

P101

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式における審査・評価について、以下に示す事項等に関して現行ガイドラインにおける記述を修正・追加することを検討。
- 地方整備局において、ガイドラインの改定へ向けた試行を23年度より実施。

1. 評価項目及び評価のウエイトについて

- 実施方針及び特定テーマ又は評価テーマに関する技術提案を重視し、従前、評価項目としていた配置予定技術者の経験年数について、今後は評価を行わないこととする。

2. 同種又は類似業務の評価方法について

- 管理技術者の実績の評価において、主任担当技術者及び担当技術者の立場での実績を従来より高く評価する。
(従来：管理 1.0 主任 0.3 担当 0.1 ⇒ 改定案：管理 1.0 主任 0.5 担当 0.25)
- 類似業務について、従来より高く評価する。
(従来：同種 1.0 類似 0.3 ⇒ 改定案：同種 1.0 類似 0.5)
- 各配置予定技術者につき、評価する実績の件数を1件とする。(従来：最大3件) 等

3. 成績評定の評価対象業務について

- 以下の改定を行う。

【現行の評価対象】	【改定案】
平成〇年〇月以降に担当した〇〇地方整備局営繕部発注業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)	平成〇年〇月以降に担当した〇〇(国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局とし、相互利用する機関名を追記する)発注の営繕事業に係る〇〇業務の成績評価(複数の実績がある場合は評価点の平均)

P102

管理・照査技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等の試験や義務付け、継続研鑽を実施していること (ただし、高度な業務監理能力、経験が必要な場合には、技術士(総合監理部門)の資格を優位に評価する。)	[技術士と同等の資格要件] 1) 基礎的学識、社会的知識に関する試験によるもの 2) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの ※上記試験は筆記試験及び面接試験。ただし、1)、2)の両方ともに筆記試験及び面接試験を行う必要はない 3) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること 4) 信用失墜行為の禁止、秘密保持、公益確保、名称表示、その他倫理に関する事項について義務付けが明確であること 【具体的に該当する資格】 技術士	優 ◎
②委託予定業務に必要な分野について、技術士に準じる試験や継続研鑽を実施していること	[技術士に準じる資格要件] 1) 高度な専門的知識、経験に関する試験によるもの ※上記試験は筆記試験又は面接試験の何れかにより担保。 2) 継続研鑽を義務付け又は努力規定があること (倫理要綱等に従って行動することを求めていること) 【具体的に該当する資格】 RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木構造診断士等	良 ○
③上記以外は評価しない		【加点評価しない】 -

担当技術者

条 件	具体的な条件	評価例(案)
①委託予定業務に必要な分野について、技術士と同等又は準じる試験や継続研鑽を実施していること	【具体的に該当する資格】 技術士、RCCM、土木学会認定技術者、地質調査技士、コンクリート診断士、土木構造診断士等	良 ○
②上記以外は評価しない		【加点評価しない】 -

P103

平成23年3月7日
調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会
(平成22年度 第2回)

資料7

設計業務の品質確保に関する受発注者の役割と責任

設計の品質確保を図るための検討の視点と検討項目

(●は、今回の委員会での審議事項)

1. 個々の業務の品質確保における視点

- 品質確保に向けた受発注者それぞれの役割と責任の明確化
- 受発注者それぞれにおける確実な責任履行のための実施体制の確保
- ・ 設計業務以外の業務(測量業務、地質調査業務、予備設計等)における品質確保に対する考え方、取り組み
- ・ 実効性のある照査の仕組みの確立

2. 設計業務完了から工事施工における段階の視点

- ・ 設計業務成果から工事の設計図書を作成する際の品質確保
- ・ 設計ミスを発見するためのチェックシステムの検討

3. 技術的に優れる企業が業務に携わるための建設生産システム全体を通じた視点

- ・ 適正な企業・技術者等の評価、選定の実施
- ・ 適切なペナルティの適用の検討

P105

設計業務の品質確保に関する受発注者の役割と責任

品質確保には、以下の視点から、受発注者それぞれの責任を果たすことが必要。

視点	受注者の役割・責任	発注者の役割・責任
1. 業務履行上の役割と責任 (契約上の責任)	・ 契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物を発注者に引き渡す (契約書第1条第2項)	・ 業務の仕様書等の記載内容、発注者の指示、貸与品を間違いがないように受注者に示すこと (契約書第40条第4項) ・ 調査職員の役割としての指示、承諾、回答、協議等の必要な時点での履行 (契約書第9条、第18条、共通仕様書)
2. 検査における役割と責任 (会計法に基づく責任：契約上の責任ではない)		・ 受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。(会計法第29条の11②)

注) 上記以外の受発注者の責任として、「不法行為責任」があり、設計する構造物の安全性への配慮などの注意義務がある。⇒「不法行為責任」の範囲については、今後整理する必要がある。

【現状の問題点】

設計ミスの背景として考えられる現状の問題点は、上記の視点に基づく場合、以下の2つに整理できる。

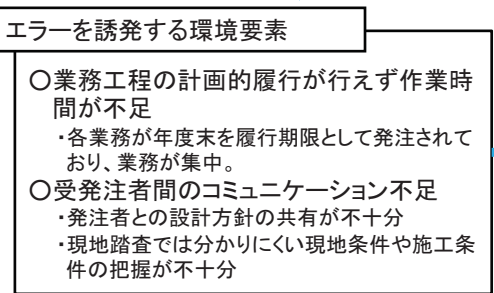
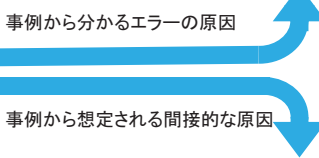
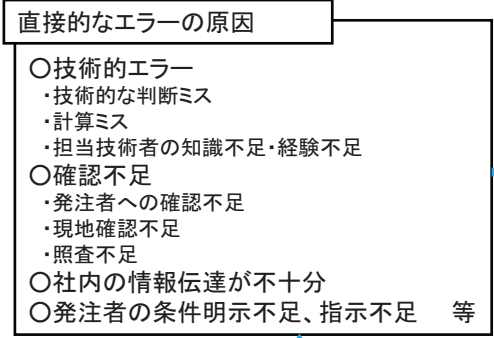
1. 業務履行上における受発注者の役割と責任が適切に果たせていない場合がある。
2. 検査(給付の完了の確認)の内容が広範囲に至り、検査での発注者の役割と責任の範囲が不明瞭になっている。

⇒ミスの責任の所在の明確化及び責任を果たすための具体の取組が必要。

P106

■発生しているエラーの分類と主な原因

- ① 基準適用エラー
 - ・技術的な判断ミス
- ② 設計条件の設定エラー
 - ・技術的な判断ミス
 - ・発注者への確認不足
- ③ 設計計画エラー
 - ・技術的な判断ミス
 - ・発注者への確認不足
- ④ 技術的判断エラー
 - ・技術的な判断ミス
- ⑤ 施工計画関連エラー
 - ・現地確認不足
 - ・施工知識の不足
- ⑥ 現地状況・条件の把握エラー
 - ・現地確認不足
- ⑦ 設計計算エラー
 - ・計算ミス
- ⑧ 図面・配筋図作成エラー
 - ・担当技術者の経験不足
- ⑨ 数量計算エラー
 - ・計算ミス
- ⑩ 社内の情報伝達エラー
 - ・社内体制の構築が不十分
- ⑪ 発注者・他社との情報不足エラー
 - ・発注者への確認不足
 - ・発注者の条件明示不足、指示不足



■対策の方向性

土木設計業務等委託契約書第40条に基づき受発注者の責任の所在が判断される
⇒受発注者それぞれの品質改善に向けた取組が必要

工程管理や品質管理などは基本的には受注者の責任であるが、受注者の取組のみでは改善が困難な場合もあり、発注者もエラーを誘発する環境要素等を排除する取組を図る

業務履行上の役割と責任の検討

●発注者としての品質確保を図るための取組

■発注者としての業務履行上の責任の確実な履行

○成果品の品質に関して発注者の責任となる範囲を的確に実施する。
・「仕様書等の記載内容」の明示
・適切な「発注者の指示」、「貸与品の提示」等を行う

【発注者の取組】

○仕様書等における確実な条件明示
○調査職員の役割（指示、承諾、回答、協議等）の必要な時点での履行
・業務ごとに必要な設計条件等を確実に条件明示・指示するため、発注前に条件明示が網羅できているか確認できる条件明示ガイドラインの作成及び業務発注での徹底などについて検討

■エラーを誘発する環境要素等を排除する発注者の取組

1) 受注者の作業時間の確保
・発注時期や履行期間の工夫により、受注者の作業時間を確保できる環境を整備する。

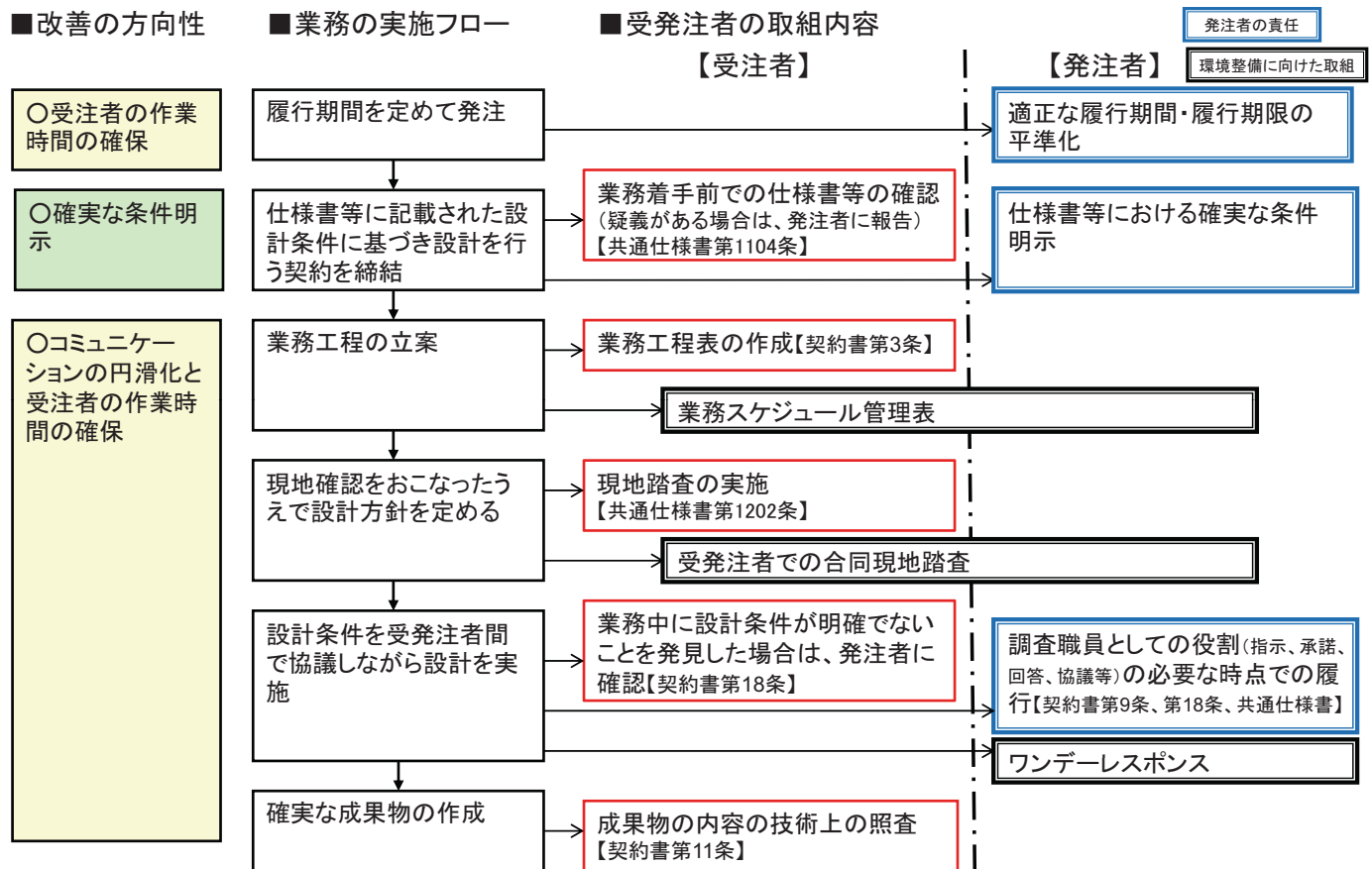
2) 受発注者間のコミュニケーションの円滑化
・受発注者間のコミュニケーションを改善し、受発注者それぞれの役割と責任を確実に実行する取組を進める

○適切な履行期間と履行期限の平準化
・業務が集中する期間を分散させることにより、受注者が業務実施に必要な体制を整える環境を整備する。

○受発注者での合同現地踏査
・現地踏査は受注者の責任であるが、発注者と合同で現地確認を行うことにより、設計条件施工の留意点、関連する事業の情報、設計方針の共有を図る。

○業務スケジュール管理表
・設計の着手段階において受発注者で合意した業務スケジュール通りに判断を行い、受注者に指示する取組を試行。

○ワンデーレスポンス
・受注者より設計条件等に関する質問・協議があった際に、その日のうちに回答するか、回答が可能な日を通知。



P109

検査における役割と責任の考え方について

2. 検査における発注者の責任の範囲について

検査とは

- 検査とは、「請負契約又は物件の買入れその他の契約については、(中略)その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない」(会計法第29条の11第2項)という規定に基づいて実施。
- 具体的には、「工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約に基づいて行われる給付につき当該給付の内容、すなわち品質、規格、性能、数量等が契約内容に適合しているかどうかを確認する行為をいう」(「会計法精解」(財)大蔵財務協会発行)

●検査における発注者の責任の考え方

検査とは、「給付の完了の確認(品質、規格、性能、数量等)」(会計法等)を行うものであるが、以下の理由により、発注者としての合理的な検査内容を明確化することが必要

- 1) 発注者が複雑なプログラム等による計算結果の妥当性など全ての内容を確認することは、明らかに不可能であること
- 2) 受注者に対し、指定する資格をもった技術者による照査を行わせることとし、成果物の内容の技術的な照査が行われていること

●発注者として行うべき合理的な検査方法及び確認方法

1) 基本的考え方

発注者として、受注者に示した仕様書等（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）並びに業務中に行った指示事項の反映状況を確認する。

2) 具体の検査内容

① 契約書及び仕様書等（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に記載された書類及び成果品が揃っていること

- 書 類：業務工程表、管理技術者通知書、照査技術者通知書、打合せ記録簿、業務計画書などがあること
- 成果品：仕様書等に記載された成果品（必要な図面、報告書、数量計算書）が一式あること（記載すべき事項が網羅されているか、その部数等の確認を含む）

② 仕様書等に記載された設計条件や業務中に行った指示事項が反映されていること〔詳細は別紙〕

- 設計条件、指示事項及び貸与品に基づいた条件で検討されていること
例) 設計速度、設計活荷重などが仕様書等に基づいて検討されていることを報告書などにより確認
- 設計条件及び指示事項に従った成果品（図面）であること
例) 各構造物の諸元（橋長、幅員など）が仕様書等の数値と整合していることを確認
・構造物の形式などが一致していることを確認

③ 照査技術者が照査を行っていること

- 照査報告書において、照査技術者の押印した報告書があることを確認

3) 具体の検査方法

設計条件において示した条件や指示した項目については、全ての項目を網羅的に確認することとするが、同じ設計条件に基づく数値であって、確認数が多いもの（勾配や座標など）については、抽出検査でよいこととする。

なお、契約書では「瑕疵に対する受注者の責任」が明記されており、検査したことをもって受注者の瑕疵担保責任が免れるものではない。

P111

設計条件に対する検査のイメージ

■仕様書等に記載された設計条件や業務中に行った指示事項の反映内容の確認内容

設計条件の例	確認内容	備考																		
1) 別冊の図面 ○規格など <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>道路規格</td><td>第1種第3級</td></tr> <tr><td>設計速度</td><td>V=80km/h</td></tr> <tr><td>設計活荷重</td><td>B活荷重</td></tr> <tr><td>橋長</td><td>300m</td></tr> <tr><td>有効幅員</td><td>12.0m</td></tr> <tr><td>舗装厚</td><td>tmin=80mm</td></tr> <tr><td>形</td><td>上部工 連続非合成箱桁橋</td></tr> <tr><td></td><td>下部工 張出式橋脚</td></tr> <tr><td>式</td><td>基礎工 場所打ち杭基礎</td></tr> </table> ○座標 ○各構造物の諸元	道路規格	第1種第3級	設計速度	V=80km/h	設計活荷重	B活荷重	橋長	300m	有効幅員	12.0m	舗装厚	tmin=80mm	形	上部工 連続非合成箱桁橋		下部工 張出式橋脚	式	基礎工 場所打ち杭基礎	<ul style="list-style-type: none"> ●規格や設計速度などは、成果品の図面で直接確認できないため、報告書などにより、これらの条件を基に業務の検討が行われていることを確認 ●橋長、有効幅員、舗装厚、座標、各構造物の諸元などは成果品の図面により数値が確認できるため、成果品の図面により確認 ●形式は、成果品の図面により指定した形式になっていることが確認できるため、成果品の図面を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●検討内容が適正かどうかについては確認しない ●確認する数が多いものは抽出により確認
道路規格	第1種第3級																			
設計速度	V=80km/h																			
設計活荷重	B活荷重																			
橋長	300m																			
有効幅員	12.0m																			
舗装厚	tmin=80mm																			
形	上部工 連続非合成箱桁橋																			
	下部工 張出式橋脚																			
式	基礎工 場所打ち杭基礎																			
2) 仕様書 ○準拠すべき図書 1. 道路構造令の解説と運用（日本道路協会） 2. 土木工事共通仕様書（九州地方整備局） 3. 道路橋示方書（日本道路協会） ○成果品 ・設計報告書、構造計算書、数量計算書、設計図面	<ul style="list-style-type: none"> ●準拠すべき図書は、成果品の図面で直接確認できないため、準拠すべき図書に準拠されていることを報告書により確認 ●成果品として、計算書や図面などが一式あることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●成果品の図面には準拠した図書類は記載されていないため、成果品の図面は確認しない 																		
3) 質問回答及び業務中の指示事項 ○準拠すべき図書の追加など ○舗装厚の変更など	<ul style="list-style-type: none"> ●質問回答書及び指示事項を基に業務が検討されていること ●成果品の図面上、質問回答書及び業務中の指示事項の条件が示されているものはその反映状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●打合せ記録簿を基に指示が反映されていることを確認 																		
4) 貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ●貸与品に基づいて業務が行われたことをヒアリングにより確認 																			

P112

合理的な検査の範囲について、工事検査における技術基準を定めている「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」と比較すると以下のとおりとなる。

地方整備局土木工事検査技術基準(案)		設計業務における合理的な検査の範囲(案)	
検査項目	検査対象	検査項目	検査対象
工事实施状況の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書、仕様書等の履行状況(現場代理人等通知書の確認など) ・工事施工状況(施工計画書・工事打合せ簿に記載される施工方法、現場管理状況の確認など) ・工程管理状況及び進捗内容(実施工程表の確認など) ・安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の順守状況 ・施工体制(施工体制台帳の確認など) 	業務実施状況の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書、仕様書等の履行状況(管理技術者通知書の確認など) ・業務履行状況(業務計画書・業務打合せ簿に記載される業務実施方法、打合せ簿の整理状況の確認など) ・工程管理状況及び進捗内容(業務工程表の確認など) ・履行体制(管理技術者の打合せへの参加などの業務管理状況の確認など)
出来形の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に定められた工事目的物の出来形(位置、寸法)の確認(実測による確認(抽出検査)及び出来形管理に関する各種記録の確認) 	成果品の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定められた成果品の一式の確認(必要な成果品の有無、記載すべき事項が網羅されていること、その部数等)
品質の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に定められた品質を満たしていることを、実測又は観察により確認(コンクリート強度、骨材粒度、締め固め密度等) ・品質管理に関する各種記録(材料の品質証明、施工管理記録等)の確認 	品質の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等に定められた設計条件や指示事項に基づき検討されたことを、図面・報告書・ヒアリングにより確認(適用する技術基準、荷重条件、勾配条件等) ・照査報告書の確認

P113

今後の検討項目

受発注者の役割と責任を踏まえ、発注者の役割と責任を的確に果たすための以下の検討と、来年度発注業務における具体的な取組を行う。

1. 品質確保に向けた受発注者の役割と責任をふまえた、今後の具体的な検討項目

- ① 仕様書等における確実な条件明示の徹底のための取組
条件明示すべき項目や条件明示に関する発注者の確認体制などを検討し、条件明示ガイドラインとして取りまとめる。
- ② 検査範囲の明確化
発注者が検査する項目を取りまとめた検査技術基準を作成する。
- ③ 設計業務における新たな品質確保の取組の導入
来年度発注する設計業務において、以下の4項目に取り組む。

○適切な履行期間と履行期限の平準化	○受発注者での合同現地踏査
○業務スケジュール管理表	○ワンデーレスポンス

2. 今後実態を調査し、改善策を検討する項目

- ① 個々の業務の品質確保における課題
 - ・設計業務以外の業務(測量業務、地質調査業務、予備設計等)における品質確保に対する考え方、取り組み
 - ・実効性のある照査の仕組みの確立
- ② 設計業務完了から工事施工における段階
 - ・設計業務成果から工事の設計図書を作成する際の品質確保
 - ・設計ミスを発見するためのチェックシステムの検討
- ③ 建設生産システム全体を通じた視点
 - ・適正な企業・技術者等の評価、選定の実施
 - ・適切なペナルティの適用の検討

P114

調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会

委員名簿

<有識者委員>

座長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科	教授
委員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科	准教授
委員	楠 茂樹	上智大学法学部	准教授
委員	畠中 薫里	政策研究大学院大学	准教授
委員	宮本 和明	東京都市大学環境情報学部環境情報学科	教授
委員	吉田 敏	産業技術大学院大学	教授

<業界団体委員>

委員	廣瀬 典昭	(社)建設コンサルタンツ協会	本部企画部会長
委員	成田 賢	(社)全国地質調査業協会連合会	技術委員長
委員	田中 稔	(社)全国測量設計業協会連合会	副会長
委員	三栖 邦博	(社)日本建築士事務所協会連合会	会長

<オブザーバー>

	村田 暉昭	(社)日本土木工業協会	公共工事委員長
	富田 和久	(社)全国建設業協会	技術顧問